

第五次長野県環境基本計画 答申（素案）

令和 4 年11月

長野県環境審議会

目 次

第1章 計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 1 計画の位置付け
- 2 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象分野

第2章 環境をめぐる状況と第四次長野県環境基本計画の総括・・・・3

- 1 持続可能な社会の構築
- 2 脱炭素社会の構築
- 3 生物多様性・自然環境の保全と利用
- 4 水環境の保全
- 5 大気環境等の保全
- 6 循環型社会の形成

第3章 長野県の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

- 1 持続可能な社会の構築
- 2 脱炭素社会の構築
- 3 生物多様性・自然環境の保全と利用
- 4 水環境の保全
- 5 大気環境等の保全
- 6 循環型社会の形成

第4章 計画期間中の目標と実施施策・・・・・・・・・・28

■基本目標

■実施施策

- 1 持続可能な社会の構築
- 2 脱炭素社会の構築
- 3 生物多様性・自然環境の保全と利用
- 4 水環境の保全
- 5 大気環境等の保全
- 6 循環型社会の形成

■地域の特性を踏まえた取組の推進

- ・標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）
- ・地域別の特性と実施施策（水平ゾーニング）

第5章 計画の推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗管理と評価
- 3 計画の見直し

1 参考資料 65

2 1 関連指標一覧

3 2 用語解説（作成中）

4

5

＜コラム 目次＞

・国際学生ゼロカーボン会議 33

・長野県の伝統食「昆虫食」..... 33

・カーボンクレジット 37

・下水道事業における民設民営による消化ガス発電事業 39

・ライチョウ目撃情報投稿アプリ「ライポス」..... 43

・ワンヘルス（One Health）..... 44

・諏訪湖創生ビジョン 52

・光害（ひかりがい）の防止 55

・地域におけるプラスチックスマートの推進 58

・ペットボトルの水平リサイクル 59

6

7

第1章 計画の基本的考え方

第1章では、計画の策定に当たって、計画の位置付け、計画の期間、対象とする施策の範囲など、計画の基本的な考え方を示します。

1 計画の位置付け

- 長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）」第8条の規定により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年7月25日法律第130号）」第8条に規定する本県の行動計画を包含するとともに、本計画における「水環境の保全」を「長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）」第7条の規定による「第七次長野県水環境保全総合計画」として、「生物多様性※・自然環境の保全と利用」を「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」第13条の規定による「第二次生物多様性ながの県戦略」として位置付けます。

（注）文中で「※」がついた用語は、参考資料に用語解説を掲載（用語解説は作成中）

2 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進

- 2015年（平成27年）9月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。



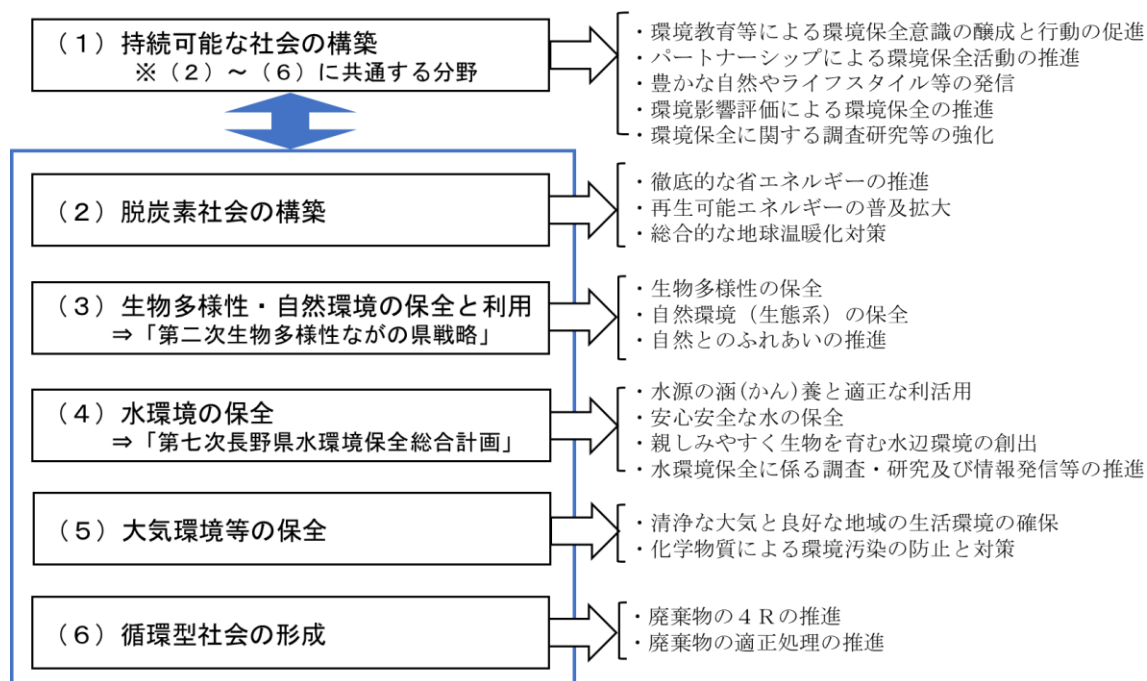
○ 目標達成に向けては、県民・NPO、事業者、行政機関などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割も求められます。

○ 本県は、全国で4番目に広い県土を有し、その8割を占める広大な森林は清らかな水や空気を育み、多様な生物の生息場所となっています。本計画では、SDGsの視点を踏まえ、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、こうした本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

3 計画の期間

○ 2023年度（令和5年度）を初年度とし、2027年度（令和9年度）を目標年度とする5年間を対象とします。

4 計画の対象分野



第2章 環境をめぐる状況と第四次長野県環境基本計画の総括

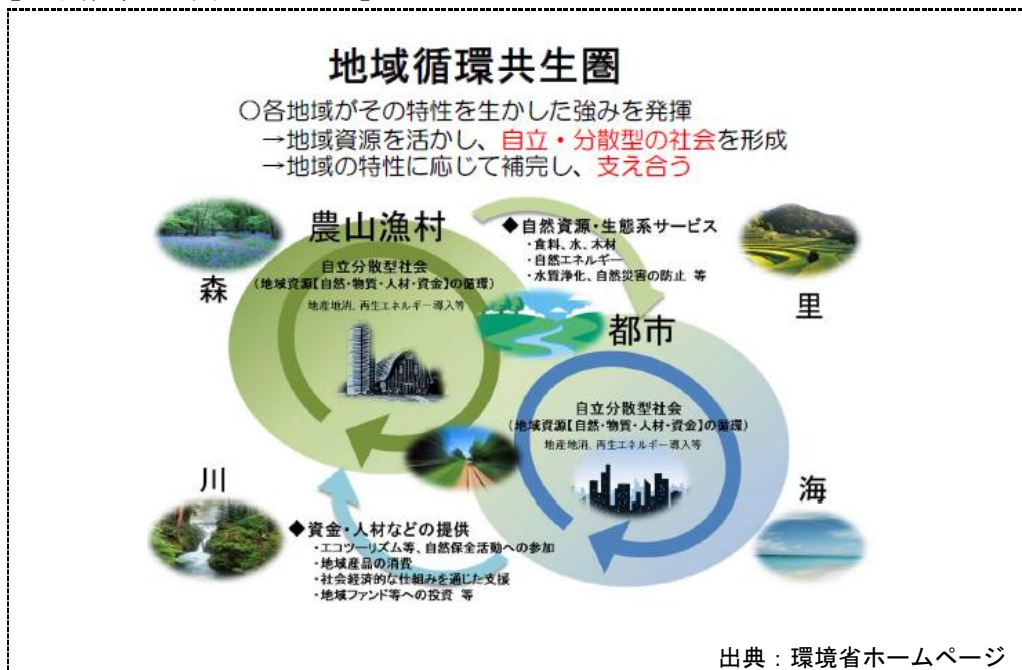
第2章では、国内外の動向を含めた計画策定の背景となる本県の環境をめぐる状況と、第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組と関連指標の達成状況について示します。

1 持続可能な社会の構築

(1) 環境をめぐる状況

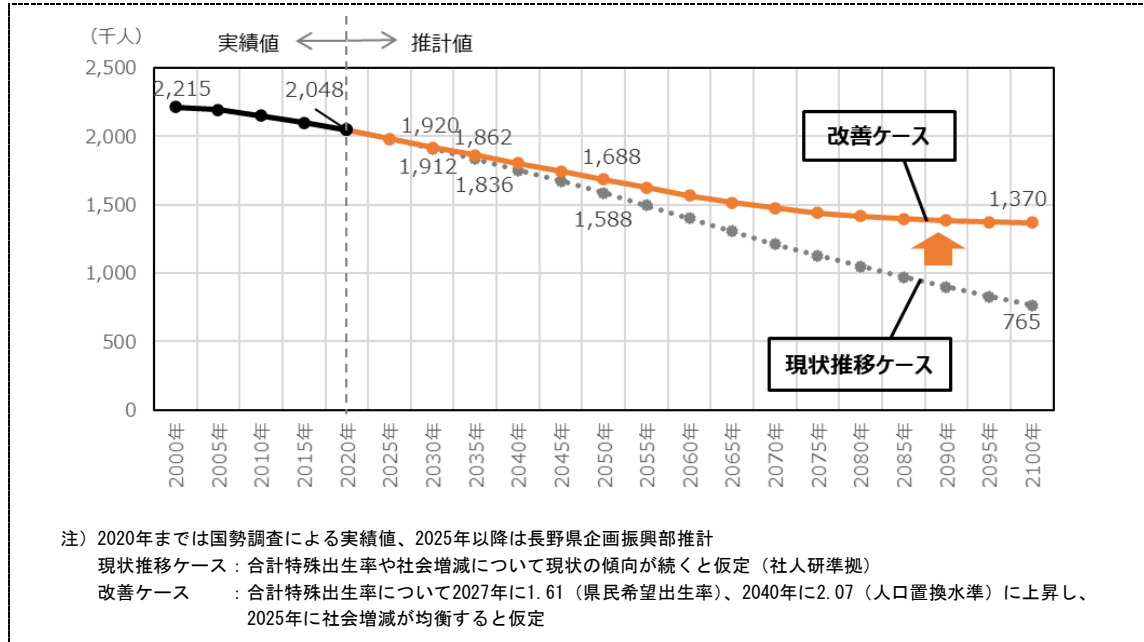
- SDGs を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されたことを受け、国は2016年（平成28年）5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同年12月にSDGs達成に向けた中長期的な国家戦略である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定しました。
この実施指針は2019年（令和元年）12月に改定され、改定指針において、地方公共団体には、SDGs達成へ向けた取組の更なる加速化とともに、地域の優良事例の国内外への積極的な発信・共有と、更なるSDGsの浸透を目指した多様なステークホルダーに対するアプローチが期待されています。
また、同指針において、地方公共団体には、国の第五次環境基本計画（2018年（平成30年）4月閣議決定）で提唱された「地域循環共生圏」（再生可能エネルギー※などの自然資源のほか、人材や資金なども含めた様々な地域資源を活かして地域ごとに自立・分散型社会を形成し、地域の特性に応じて地域同士が資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方）の創造が求められています。
- 国や地方公共団体だけでなく、民間企業においても経営戦略の中にSDGsを据え、個々の事業戦略に落とし込むことで、持続的な企業成長を図っていくことが重要です。地球規模課題や社会課題に企業活動が与える影響に対する消費者の関心の向上や、ESG投資※の活発化により、大企業を中心に経営層へのSDGsの浸透は一定程度進んでいましたが、企業数で見ると大多数を占める中小企業への更なる浸透が課題となっています。

【地域循環共生圏のイメージ】



- 本県の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少に転じ、当面は生産年齢人口を中心に総人口の減少が続き、改善ケースの場合でも、長期的には137万人程度で定常化する見通しとなっています。人口減少は、国内・域内需要や経済・社会・環境の担い手の減少をもたらすなど、地域活力の低下が懸念されます。

【長野県人口の将来展望】



（２）第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組と関連指標の進捗状況

ア 主な取組

○ 環境保全意識の醸成と行動の促進

- ・豊かな自然環境や地域資源を保育・幼児教育に積極的に取り入れた「信州型自然保育（信州やまほいく）※」の普及を図ることで、信州で育つ子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備しました。
- ・小・中学校では、学習指導要領に基づき、理科や総合的な学習の時間などで地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、高等学校では、現代社会や公共、理科の授業などで、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図るなど、環境教育を推進しました。
- ・県民の環境保全に対する意識を高めるとともに、将来の環境保全を担う人材育成を図るため、「信州環境カレッジ事業」を推進し、団体等の活動を支援しました。
- ・信州環境フェアなどの県内各地の環境イベントや、環境に関する各種啓発月間・行事を通じた啓発を行いました。

○ パートナーシップによる環境保全活動の推進

- ・電力需要の高まる夏季と冬季に、県独自の数値目標を掲げて県民総ぐるみで節電・省エネに取り組む「信州省エネ大作戦」を実施しました。

○ 豊かな自然やライフスタイル等の発信

- ・移住セミナー等において、豊かな自然や美しい景観、自然を活かした教育や里山の恵み豊かな暮らしなど本県ならではのライフスタイルの魅力を発信しました。

○ 環境影響評価による環境保全の促進

- ・「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」、「長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）」及び「長野県環境影響評価指導要綱」に基づき、大規模な開発事業について環境影響評価制度*を運用しました。
- ・「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」に基づき、県の公共事業のうち、「環境影響評価法」及び「長野県環境影響評価条例」の対象規模未満の事業や非対象の事業について環境配慮手続を実施しました。

○ 環境保全研究所の機能強化

- ・行政課題に対応した研究課題への取組と、大学や国の研究機関等との共同研究を推進しました。
- ・サイエンスカフェ*等のイベントやホームページ等を通じて研究成果を発信しました。

イ 達成目標の進捗状況

- 「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行している人の割合」は減少傾向にあり、2021年度（令和3年度）62.0%であり、目標達成は困難な見込みです。特に若年・子育て世代の意識向上が課題であるため、環境保全について誰もがいつでも学べる環境を更に整備し、県民の行動変容を促す必要があります。

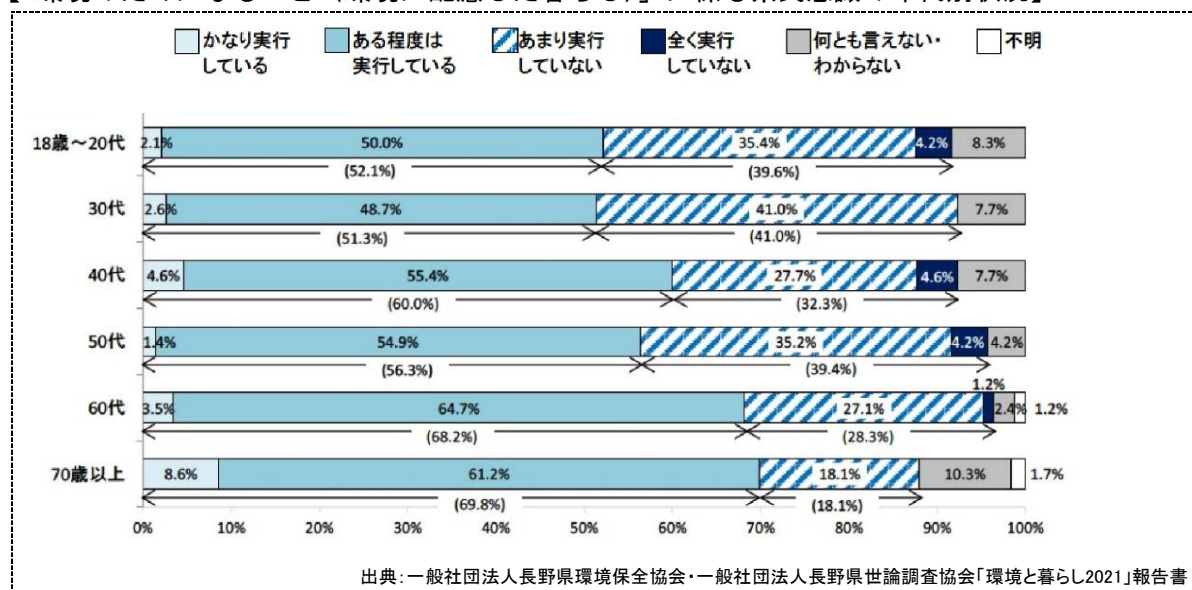
- 「都市農村交流人口」は新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度（令和2年度）に激減し、イベント等の再開により2021年度（令和3年度）198,849人と若干回復しましたが、目標達成は困難な見込みです。新型コロナウイルス感染症に対応した工夫や新たな取組を行う必要があります。

指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行している人の割合	65.5% (2017年度)	74.6% (2018年度)	74.1% (2019年度)	63.6% (2020年度)	62.0% (2021年度)		D	75.0% (2022年度)
都市農村交流人口	624,909人 (2016年度)	622,925人 (2018年度)	580,179人 (2019年度)	173,853人 (2020年度)	198,849人 (2021年度)		D	690,000人 (2022年度)

<達成状況>（最新実績－基準値）÷（目標値－基準値）×100（%）

達成：100%以上、A：75%以上～100%未満、B：50%以上～75%未満、C：25%以上～50%未満、D：25%未満

【「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」に係る県民意識の年代別状況】



ウ 参考指標の進捗状況

- 「環境教育計画を有する学校の割合」は小学校では2022年度（令和4年度）85.0%、中学校では91.4%と、小学校では増加傾向にあり中学校では高い水準を維持していますが、目標達成には至りませんでした。環境教育計画の策定を図るよう、引き続き学校へ周知する必要があります。
- 「信州環境カレッジ」の受講者数は2021年度（令和3年度）12,180人であり、目標を達成しています。県民の行動変容に繋げるため、環境保全について誰もがいつでも学べる環境の整備を強化します。
- 「環境保全研究所による環境教育講座等の受講者数」は2018年度（平成30年度）956人であり、目標を達成しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度（令和2年度）に激減し、環境教育講座等の再開により2021年度（令和3年度）233人と若干回復しましたが、目標達成は困難な見込みです。オンライン形式で行うなど、新型コロナウイルス感染症に対応した工夫により、受講者が参加しやすい環境を整備する必要があります。

指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
環境教育計画を有する学校の割合	小学校80.1% 中学校90.3% (2017年度)	小学校80.8% 中学校89.8% (2018年度)	小学校82.5% 中学校90.3% (2019年度)	小学校84.8% 中学校90.9% (2020年度)	小学校84.2% 中学校92.5% (2021年度)	小学校：C 中学校：達成		小学校90.0% 中学校92.5% (2022年度)
「信州環境カレッジ」の受講者数	—	7,062人 (2018年度)	11,747人 (2019年度)	10,083人 (2020年度)	12,180人 (2021年度)	達成		12,000人 (2022年度)
環境保全研究所による環境教育講座等の受講者数	791人 (2016年度)	956人 (2018年度)	777人 (2019年度)	151人 (2020年度)	233人 (2021年度)	D		850人 (2022年度)

2 脱炭素社会の構築

(1) 環境をめぐる状況

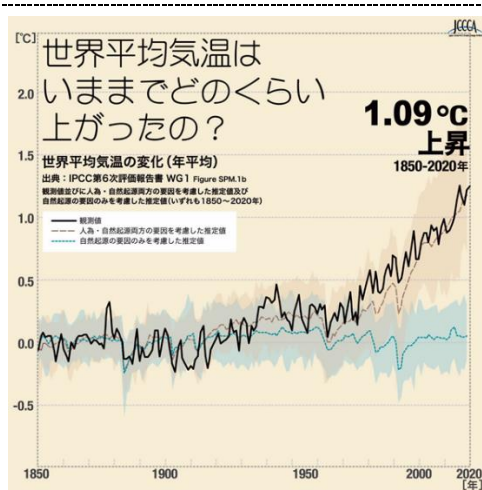
- 地球温暖化※は確実に進行しており、世界の年平均気温は工業化以前と比較して約1℃上昇しています。

地球温暖化の原因は、工業化以降の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス※の排出量の増加にあるとされており、国際的な専門家組織である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※」が2021年（令和3年）に公表した第6次評価報告書では、「人間活動による影響が地球温暖化を引き起こしたことは疑う余地がない。」と断定的に表現されています。

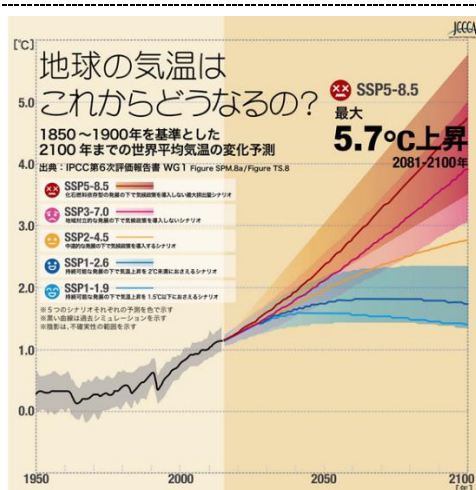
同報告書によると、化石燃料依存型の発展の下で対策を講じない場合、21世紀末（2081年～2100年）には、工業化以前と比較して最大で5.7℃の平均気温上昇が予測されています。

こうした地球温暖化は、既に猛暑日や大雨・無降水日の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、自然及び人間社会に大きな影響をもたらしています。更に進行すると、農林水産業、自然生態系、自然災害、健康などの様々な分野に広範囲で不可逆的な影響を生じさせる可能性が指摘されています。

【世界の年平均気温の変化】



【世界の年平均気温変化の観測結果と予測】



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

- 2015年（平成27年）にフランス・パリで開催されたCOP21※において、「パリ協定※」が採択され、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という世界共通の長期目標が定められました。また、2021年（令和3年）にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26において、平均気温上昇を1.5℃に抑えるための努力を継続する決意と、そのために世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があることに合意する「グラスゴー気候合意」が取りまとめられました。

一方、2016年（平成28年）12月のオーストラリアのデアビン市を皮切りに、国内外の世界各地の自治体で「気候非常事態宣言」を行う動きが広がっています。これは、記録的な高温や大雨、台風の大型化など、世界中で異常気象が目に見えて増加していることに加え、科学的知見の蓄積により、気候変動※の緊急事態性の認識が高まっていることなどが要因と考えられます。

○ 国においては、2020年（令和2年）10月に、菅内閣総理大臣が所信表明演説において、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラル実現を目指すことを表明しました。同年11月には、衆参両院において相次いで気候非常事態宣言が決議され、脱炭素社会の実現に向けて国を挙げて取り組む意思が明確に示されました。

また、国では「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、基本理念に「2050年までの脱炭素社会の実現」を規定するとともに、2021年（令和3年）10月に地球温暖化対策計画が改訂され、温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%減とする目標を設定しました。

○ 本県においても、令和元年東日本台風の甚大な被害を受け、2019年（令和元年）12月に都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、「2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること」（2050ゼロカーボン）を決意するとともに、2020年（令和2）4月には気候非常事態宣言の理念を具現化するため、「長野県気候危機突破方針」を公表し、2050ゼロカーボンの実現に向け、最終エネルギー消費量^{*}の7割削減、再生可能エネルギー生産量^{*}の3倍拡大などの具体的な数値目標を掲げました。また、2020年（令和2年）10月には、全国で初めて、2050ゼロカーボンを目標に掲げる議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例（令和2年長野県条例第39号）」（以下「ゼロカーボン条例」という。）が全会一致で可決・成立しました。

更に、2050ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指した取組を推進するため、中間目標となる2030年度までを計画期間として、「ゼロカーボン条例」に基づく第一次の行動計画及び「地球温暖化対策推進法」に基づく第四次長野県地球温暖化防止県民計画となる「長野県ゼロカーボン戦略」を2021年（令和3年）6月に策定し、温室効果ガス正味排出量を2030年度（令和12年度）に2010年度（平成22年度）比で60%削減する高い目標を設定しました。

（2）第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組と関連指標の進捗状況

ア 主な取組

○ エネルギー需要の県民の手によるマネジメント

- ・ 家庭における省エネ促進のため、エネルギー供給事業者や電気機械器具等の小売事業者と県民が接する機会を活用して省エネアドバイスや簡易診断等を行う「家庭の省エネサポート制度」を実施しました。
- ・ 「事業活動温暖化対策計画書制度^{*}」により、エネルギー消費量が一定規模以上の大規模事業者等について、省エネ取組状況の把握と、現地確認による助言等を行いました。
- ・ 県産木材を活用し省エネ基準に適合した住宅の新築工事や、省エネ化リフォーム工事などへの助成等を行いました。

○ 再生可能エネルギーの利用と供給の拡大

- ・ 市町村及び民間事業者等が行う地域主導型の小水力発電^{*}等の再生可能エネルギー事業に対し、収益納付型補助金等による支援を行いました。
- ・ 建物における太陽光発電及び太陽熱利用のポテンシャルをウェブ上で表示する「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」等を活用した普及啓発や、太陽光発電システム及び蓄電システム設置への補助等を行いました。
- ・ 県企業局において、新しい発電所の建設と基幹発電所の大規模改修等による出力増強等を行いました。

○ 総合的な気候変動対策の推進

- ・フロン類※の適正処理及び大気中への排出を抑制するため、フロン類を使用する業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類回収業者等の関係者への普及啓発及び指導等を行いました。
- ・森林の二酸化炭素の吸収・固定化の促進のため、間伐等の森林整備の計画的な推進と、公共事業などにおける木材利用や、県内外における県産材製品の普及活動により県産材利用を推進しました。
- ・「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」に基づき、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的な助言を行う拠点として、「信州気候変動適応センター」を設置しました。

イ 達成目標の進捗状況

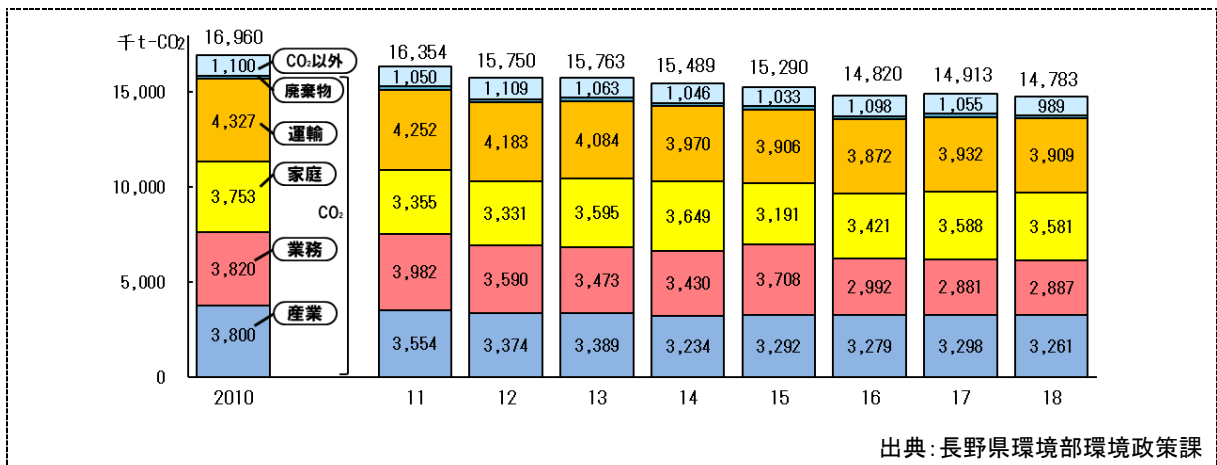
○「県内の温室効果ガス総排出量」及び「県内の最終エネルギー消費量」は産業・業務部門を中心に全体的に減少傾向にあり、「県内の最終エネルギー消費量」は2019年度（令和元年度）16.5万TJと目標を達成しているものの、「県内の温室効果ガス総排出量」は2018年度（平成30年度）14,783千t-CO₂と目標達成は困難な見込みです。産業・業務部門に対して、運輸・家庭部門における温室効果ガス排出量の削減が進んでいないことが課題であるため、引き続き長野県ゼロカーボン戦略に基づき、事業活動に加えて交通や家庭における更なる削減に向けた取組が必要です。

○「再生可能エネルギー自給率※」は太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの普及拡大により上昇傾向にありますが、2019年度（令和元年度）10.5%と目標達成は困難な見込みです。再生可能エネルギーの更なる普及拡大が課題であるため、引き続き長野県ゼロカーボン戦略に基づき、環境負荷の少ない屋根太陽光発電及び小水力発電を主とした再生可能エネルギーの普及拡大を図る必要があります。

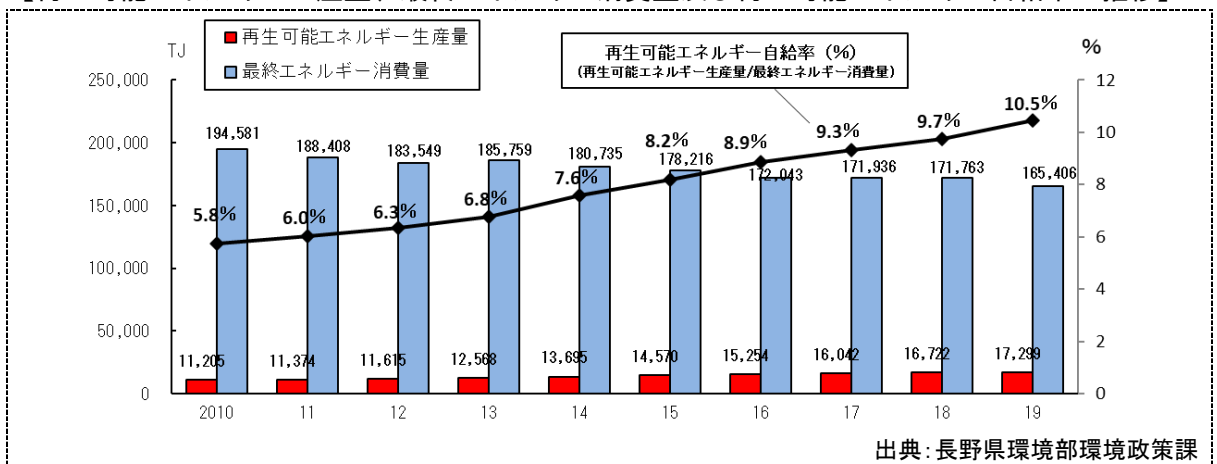
指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
県内の温室効果ガス総排出量	15,489千t-CO ₂ (2014年度)	15,290千t-CO ₂ (2015年度)	14,820千t-CO ₂ (2016年度)	14,913千t-CO ₂ (2017年度)	14,783千t-CO ₂ (2018年度)		C	13,738千t-CO ₂ (2019年度)
県内の最終エネルギー消費量	17.8万TJ (2015年度)	17.2万TJ (2016年度)	17.2万TJ (2017年度)	17.2万TJ (2018年度)	16.5万TJ (2019年度)		達成	17.0万TJ (2020年度)
再生可能エネルギー自給率	8.2% (2015年度)	8.9% (2016年度)	9.3% (2017年度)	9.7% (2018年度)	10.5% (2019年度)		C	12.9% (2020年度)

（注）環境エネルギー戦略に基づく数値

【温室効果ガス総排出量の推移】



【再生可能エネルギー生産量、最終エネルギー消費量及び再生可能エネルギー自給率の推移】



ウ 参考指標の進捗状況

- 「既存建築物の省エネ性能の簡易診断件数」は2018（平成30）～2021年度（令和3年度）までの累計が45件であり、目標達成は困難な見込みです。制度の浸透が課題であるため、リフォーム工事事業者や県民への制度の周知等により診断件数の増加を図る必要があります。
- 「県有施設の庁舎照明LED化の整備個所数」は2021年度（令和3年度）113箇所であり、目標達成は困難な見込みです。蛍光灯器具等の生産が順次終了しているため、施設改修に合わせて確実にLED化を進める必要があります。
- 「県有施設における屋根貸しによる太陽光発電件数」は設置予定施設の台風被災の影響等で基準値からの増加件数は1件となっています。事業実施により得られた知見を活用するとともにPPA等の他手法も検討し、県有施設における太陽光発電の拡大に取り組む必要があります。
- 「流域下水道に係るエネルギー自給率」は、運転管理による省エネ取組や太陽光及び消化ガス発電設備導入による創エネ取組により、2021年度（令和3年度）7.0%^注となっています。引き続き省エネ機器や発電設備の導入等を進めていきます。
（注）令和元年東日本台風により被災したクリーンピア千曲が施設復旧中であったため参考値
- 「企業局の水力発電の設備容量」は計画的な新規発電所の建設や出力増強工事により2021年度（令和3年度）104,655kWであり、目標を達成しています。再生可能エネルギーの更なる普及拡大のため、引き続き新規電源開発や、老朽化した既設発電所の大規模改修による出力増強等に取り組みます。
- 「二酸化炭素の吸収に寄与する都市公園※の面積」は都市公園の整備推進により2021年度（令和3年度）15.13㎡/人であり、目標を達成しています。引き続き都市公園の整備を推進します。

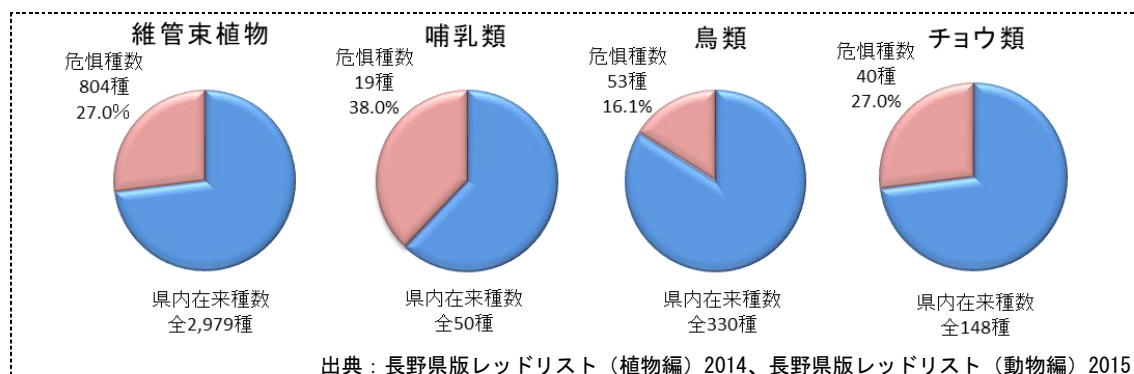
指標名	基準値	過年度実績			最新実績	達成状況	目標値
既存建築物の省エネ性能の簡易診断件数	—	7件 (2018年度)	19件 (2018～2019 年度累計)	34件 (2018～2020 年度累計)	45件 (2018～2021 年度累計)	D	1,800件 (2018～2022 年度累計)
県有施設の庁舎照明LED化の整備個所数	1施設 (2017年度)	82施設 (2018年度)	104施設 (2019年度)	109施設 (2020年度)	113施設 (2021年度)	C	292施設 (2022年度)
県有施設における屋根貸しによる太陽光発電件数	6件 (2017年度)	7件 (2018年度)	7件 (2019年度)	7件 (2020年度)	7件 (2021年度)	達成	拡大
流域下水道に係るエネルギー自給率	5.5% (2015年度)	7.2% (2018年度)	7.4% ※ (2019年度)	7.5% ※ (2020年度)	7.0% ※ (2021年度)	—	13.7% (2022年度)
企業局の水力発電の設備容量	100,410kW (2017年度)	100,998kW (2018年度)	100,998kW (2019年度)	101,197kW (2020年度)	104,655kW (2021年度)	達成	101,119kW (2022年度)
二酸化炭素の吸収に寄与する都市公園の面積	14.76㎡/人 (2016年度)	14.82㎡/人 (2018年度)	14.87㎡/人 (2019年度)	15.02㎡/人 (2020年度)	15.13㎡/人 (2021年度)	達成	15.1㎡/人 (2022年度)

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

(1) 環境をめぐる状況

- 我が国は世界の中でも保全優先度の高い「生物多様性ホットスポット※」の一つとされており、特に本県は日本の中でも生物多様性の豊かな場所とされています。日本の屋根と称される高山帯を有する約3,000mの標高差のある複雑な地形や、日本海・内陸・太平洋の影響を受ける多様な気候、更には里山や草原といった人の営みによって形成される自然環境により、豊かな生物多様性が培われています。ライチョウや高山植物はそのシンボルともいえる存在です。しかしながら、「開発、過剰な捕獲・採取」、「里山や草原の利用・管理の衰退（ニホンジカの分布拡大など）」、「外来種※の移入・分布拡大、水質の汚濁」、「気候変動の影響」などにより、野生動植物の生息環境が悪化し、本県の生物多様性に危機が及んでいます。2014年（平成26年）から2015年（平成27年）にかけて改訂した「長野県版レッドリスト※」では、絶滅のおそれのある種数（危機種数）は、維管束植物804種（県内在来種2,979種中、27.0%）、脊椎動物で98種（県内在来種447種中、21.9%）に上るなど、多くの動植物の生息・生育が脅かされています。

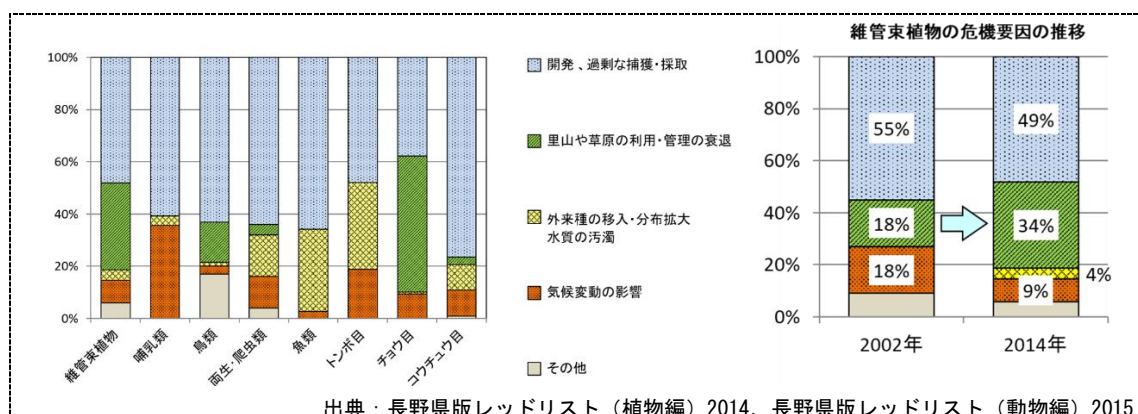
【県内在来種数のうち、危機種の割合】



- 里地里山※は、集落を取り巻く森林、農地、ため池、草原等を構成要素とし、多くの野生生物と信州ならではの暮らしや文化を育む役割を果たしてきました。しかしながら、近年の産業構造等の変化や農山村の過疎化・高齢化により里地里山における人の活動が縮小したことに伴い、適正に管理されていない森林や草地、荒廃農地の増加やニホンジカなどの野生鳥獣による被害拡大等によって、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化が危惧されています。

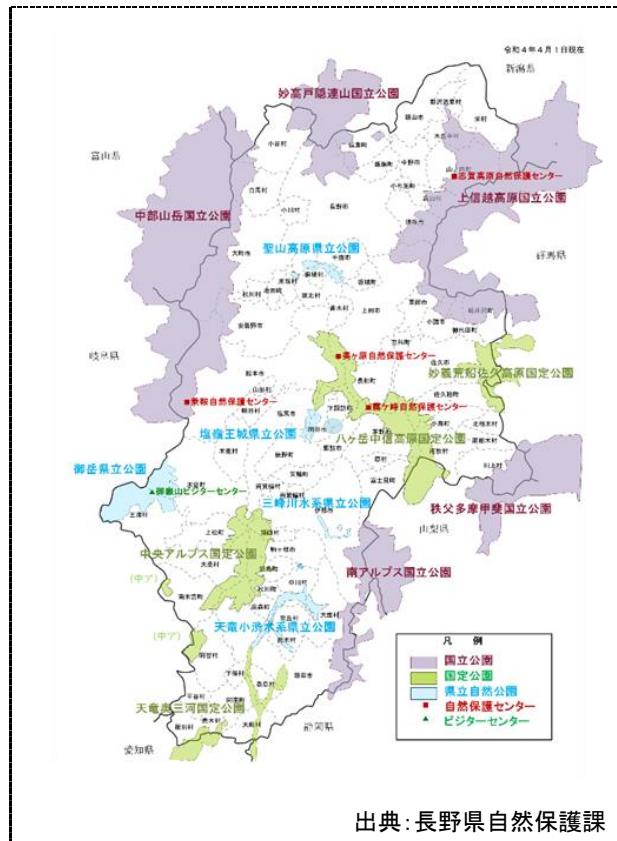
また、森林をはじめとした里地里山の適切な利用と管理は、気候変動対策や防災・減災など多様な社会課題の解決に寄与すると期待されており、再生可能エネルギーの推進と自然環境の保全との両立も重要な課題となっています。

【絶滅のおそれのある種の危機要因】



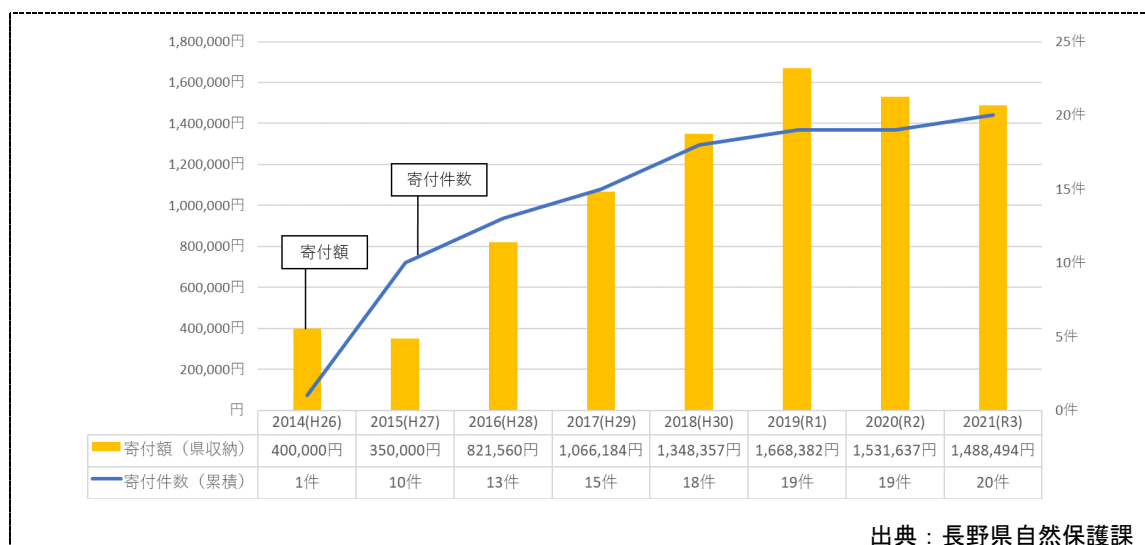
【県内の自然公園】

- 本県の山岳・高原地域の多くは自然公園※に指定（国立公園 5 地域、国定公園 4 地域、県立自然公園 5 地域）され、面積は全国 3 番目の広さであり、県土の約 21% を占めています。
- また、我が国は 2030 年までに陸域と海域の 30% を保全すること（30by30：サスティバイサティ）を国際約束しており、我が国の山岳・高原を代表する本県の自然環境の特色を踏まえて、この陸域の保全拡大に寄与することが期待されています。自然公園に指定されている区域に加え、指定区域の外にも農地・里山・草原などの生物多様性の豊かな地域が広がっており、そのような地域でも保全と持続可能な利用の両立が望まれます。



- 山岳・高原の景観に代表される豊かな自然環境とのふれあいを楽しむため、本県には各地から多くの人々が訪れています。しかし、利用の集中する地域では、踏みつけによる植生破壊や、し尿処理などの問題が生じています。他方では、管理や保全活動の担い手が高齢化し、活動の継承が困難になりつつあることも問題となっています。その一方、気候変動などの地球環境問題への社会の意識の高まりを受けて、民間企業等においても自然環境に関心を寄せ、様々な主体が行う自然保護活動への支援が増えています。今後は、既存の活動主体同士をつなぐとともに、新たな担い手の参画やその活動を支える仕組みを構築していくことが期待されています。

【生物多様性保全パートナーシップ協定※等による企業からの支援の推移】



(2) 第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組と関連指標の進捗状況

ア 主な取組

○ 生物多様性の保全

- ・環境保全研究所を中心に大学や民間研究機関等と連携し、生物多様性の保全において重要な地域を中心とした科学的な調査・分析を推進しました。
- ・社会貢献活動などを目的とした企業や大学などと、資金や人員の提供を軸とした「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、様々な主体との協働による生物多様性保全の取組を進めました。
- ・「長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）」により、指定希少野生動植物*及び特別希少野生動植物*を指定するとともに、そのうち県民主体の保護活動が期待される種及び特に緊急に保護が必要な種について、保護回復事業計画の策定と評価検証を実施しました。
- ・特に生態系に与える影響の大きい外来生物の現状把握と分析や、新たな駆除技術の開発を行いました。

○ 自然環境の保全と自然に親しむ機会の充実

- ・市町村、土地所有者、保護・利用関係者等から構成される「県立自然公園地域会議」を各公園に設置し、関係者との協働により、自然環境の保全と適正な利用を目指した公園管理を行いました。
- ・自然公園における登山道、公衆便所、園地、道標等の整備や老朽化した公園施設（木道、橋梁、道標等）の改修を実施しました。
- ・環境省や県単独の補助制度を活用して山小屋における環境配慮型トイレ*の整備を促進しました。
- ・県内にある5箇所の自然保護センター・ビジターセンターにおいて、植物、地質、気象、文化（人と自然との共生）等に関する写真パネル・模型の展示や、職員及びボランティアによる自然ガイダンスを実施しました。

イ 達成目標の進捗状況

- 「保護回復事業計画の策定及び評価検証数」は2021年度（令和3年度）26種であり、目標を達成する見込みです。希少野生動植物*の保全に向けて、引き続き計画策定と評価検証に取り組めます。

- 「自然公園利用者数」は2019年（令和元年）3,819万人と目標を達成しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により激減し、2021年（令和3年）2,304万人と若干回復しました。目標達成は困難な見込みです。引き続き自然公園の保護及び適切な利用の推進、自然体験活動の機会の提供を通じて、自然公園の魅力向上を図ります。

- 「地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積」は増加傾向にありましたが、活動組織の構成員の高齢化による活動の取りやめ等により2021年度（令和3年度）45,783haに減少し、目標をやや下回る見込みです。活動組織の構成員の高齢化や書類作成等の事務負担が課題であるため、既存組織の活動継続や新規組織開拓に向けた取組を行うほか、事務負担軽減を図るため活動組織の広域化や外部団体等への事務委託を促進し、活動面積の増加を図る必要があります。

- 「民有林の間伐面積」は近年多発する災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた全国的な素材の受入制限などによる森林整備事業の見合わせから、2018（平成30）～2021

年度（令和３年度）までの累計36,596haであり、目標達成は困難な見込みです。森林の有する多面的機能※の増進を図るため、引き続き計画的な森林整備を進める必要があります。

指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
保護回復事業計画の策定及び評価検証数	18種 (2016年度)	23種 (2018年度)	24種 (2019年度)	24種 (2020年度)	26種 (2021年度)	B		29種 (2022年度)
自然公園利用者数	3,607万人 (2016年度)	3,706万人 (2018年度)	3,819万人 (2019年度)	2,289万人 (2020年度)	2,304万人 (2021年度)	D		3,743万人 (2021年度)
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積（交付対象面積）	40,827ha (2016年度)	45,366ha (2018年度)	45,661ha (2019年度)	45,986ha (2020年度)	45,783ha (2021年度)	B		49,800ha (2022年度)
民有林の間伐面積	13,634ha (2016年度)	10,992ha (2018年度)	20,644ha (2018～2019 年度の累計)	29,466ha (2018～2020 年度の累計)	36,596ha (2018～2021 年度の累計)	C		60,800ha (2018～2022 年度の累計)

ウ 参考指標の進捗状況

- 「生物多様性の保全活動で支援・協働した企業・団体等の数」は2021年度（令和３年度）62団体であり、企業や団体等における生物多様性保全に関する取組意識の高まりにより着実に増加し、目標を達成する見込みです。引き続き、生物多様性に関する情報発信を行い、企業や団体等の多様な主体との協働による生物多様性保全の取組を推進します。
- 「登山道の要整備箇所の解消数」は2021年度（令和３年度）391箇所であり、計画的な登山道整備支援により着実に増加し、概ね目標を達成する見込みです。国の補助制度の積極的導入と民間企業等の寄付金を活用し、引き続き整備の支援を行う必要があります。
- 「環境配慮型トイレの整備率」は2021年度（令和３年度）85.2%であり着実に増加していますが、新型コロナウイルス感染症の影響が山小屋等事業体の経営を圧迫したことにより、目標達成は困難な見込みです。引き続き整備の支援を行う必要があります。
- 「信州型自然保育（信州やまほいく）認定園数」は2021年度（令和３年度）241園であり、信州型自然保育（信州やまほいく）の普及が進み、概ね順調に増加し、目標を達成する見込みです。引き続き信州やまほいくの魅力や効果をわかりやすく発信し、市町村や未認定園への働きかけを強化する必要があります。
- 「里山整備利用地域の認定数」は森林所有者の合意形成等に時間を要したため、2021年度（令和３年度）102地域の認定に留まっており、目標達成は困難な見込みです。今後は多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を推進する必要があります。
- 「森林（もり）の里親契約数」はコロナ禍による企業活動の縮小により増加数が鈍化し、2021年度（令和３年度）146件ですが、目標を達成する見込みです。引き続き森林整備を地域と企業で相互に支える仕組みを支援しながら、新たな受入体制の構築を進める必要があります。
- 「国際水準GAP※認証の取得件数」は「食の安全・安心」「環境保全」に対する関心の高まりなどにより取得件数は順調に伸び、2021年度（令和３年度）52件であり、目標を達成しています。引き続きマーケットニーズに応じた国際水準GAP（農業生産工程管理）の認証取得を支援します。

1

指標名	基準値	過年度実績			最新実績	達成状況	目標値
生物多様性の保全活動で支援・協働した企業・団体等の数	30団体 (2016年度)	45団体 (2018年度)	51団体 (2019年度)	57団体 (2020年度)	62団体 (2021年度)	A	65団体 (2022年度)
登山道の要整備箇所の解消数	93箇所 (2016年度)	213箇所 (2018年度)	283箇所 (2019年度)	353箇所 (2020年度)	391箇所 (2021年度)	A	493箇所 (2022年度)
環境配慮型トイレの整備率	80.0% (2016年度)	82.7% (2018年度)	83.4% (2019年度)	85.2% (2020年度)	85.2% (2021年度)	B	88.0% (2022年度)
信州型自然保育（信州やまほいく）認定園数	152園 (2017年度)	185園 (2018年度)	210園 (2019年度)	226園 (2020年度)	241園 (2021年度)	A	260園 (2022年度)
里山整備利用地域の認定数	5地域 (2016年度)	42地域 (2018年度)	36地域 (2019年度)	98地域 (2020年度)	102地域 (2021年度)	B	150地域 (2022年度)
森林（もり）の里親契約数	126件 (2016年度)	134件 (2018年度)	139件 (2019年度)	142件 (2020年度)	146件 (2021年度)	B	156件 (2022年度)
国際水準GAP認証の取得件数	14件 (2016年度)	28件 (2018年度)	45件 (2019年度)	44件 (2020年度)	52件 (2021年度)	達成	42件 (2022年度)

2

3

4 水環境の保全

(1) 環境をめぐる状況

- 本県には、日本海に注ぐ信濃川（千曲川）、姫川、関川と太平洋に注ぐ天竜川、木曽川、富士川、矢作川、利根川の8水系があり、その上流に位置する県として、水質などの保全に努める必要があります。県内の河川・湖沼などの水質は、下水道等の普及や家庭・工場等からの排水の適正処理により、長期的には改善が進んできています。2021年度（令和3年度）の河川の環境基準^{*}達成率は測定開始以来、初めて100%となるなど良好な状況にある一方、湖沼の環境基準達成率は40.0%と低い状況となっています。このうち、諏訪湖については、水質は改善してきていますが、近年ヒシ^{*}の大量繁茂や湖底の貧酸素の拡大、漁獲量の減少など、生態系の保全・回復といった新たな課題が生じています。
- 近年、水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少してきています。また、人口減少、過疎化・高齢化により森林、農地等において必要な手入れがされていない地域もあり、森林や農地等が持つ地下水の涵養機能^{*}の低下などが危惧されています。

(2) 第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組、関連指標の進捗状況と課題

ア 主な取組

- 水源の涵養と適切な利活用^{かん}
 - ・ 森林の多面的機能の持続的発揮及び資源の循環利用等を図るため、間伐等の森林整備を計画的に進めました。
 - ・ 「長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）」に基づく水資源保全地域（重要な水源地域）の指定と、同地域における土地取引などの事前届出制により、水源地域の土地の取引状況の把握等を行いました。
 - ・ 「水道法（昭和32年法律第177号）」に基づき水道事業者に対する立入検査等を行い、清潔な環境を維持するよう指導するとともに、水道原水事故が発生した場合には、関係機関からの迅速な情報収集及び関係課との情報共有に努め、必要に応じ関係機関へ対応について指導・助言を行いました。
- 安心安全な水の保全
 - ・ 「水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）」の規定により水質測定計画を定め、環境基準の類型指定^{*}がなされている県内の河川・湖沼について水質監視を実施しました。
 - ・ 下水道等の未普及地域の解消に向けて、施設整備等を行いました。
 - ・ 「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）」及び「良好な生活環境の保全に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）」の特定施設を設置する工場又は事業場等の立入検査を実施し、不備事項に対して改善指導を行いました。
 - ・ 「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼として国が指定している諏訪湖及び野尻湖について、湖沼ごとに湖沼水質保全計画を策定し、計画に基づく対策を行いました。
- 親しみやすく生物を育む水辺環境の創出
 - ・ 「諏訪湖創生ビジョン^{*}」に基づき、地域住民及び関係機関と連携し、諏訪湖の水質保全や生態系保全、観光振興の取組を進めるとともに、自然環境に配慮した水辺整備等を行いました。
 - ・ 住民、民間団体、自治体等の連携により、アレチウリの駆除活動を推進しました。

イ 達成目標の進捗状況と課題

○「河川環境基準達成率」は工場・事業場や生活排水からの汚濁対策が着実に進んだこと等により、2021年度（令和3年度）100%であり、目標を達成しています。水質維持のため、引き続き関係機関と連携し水質保全対策を推進します。

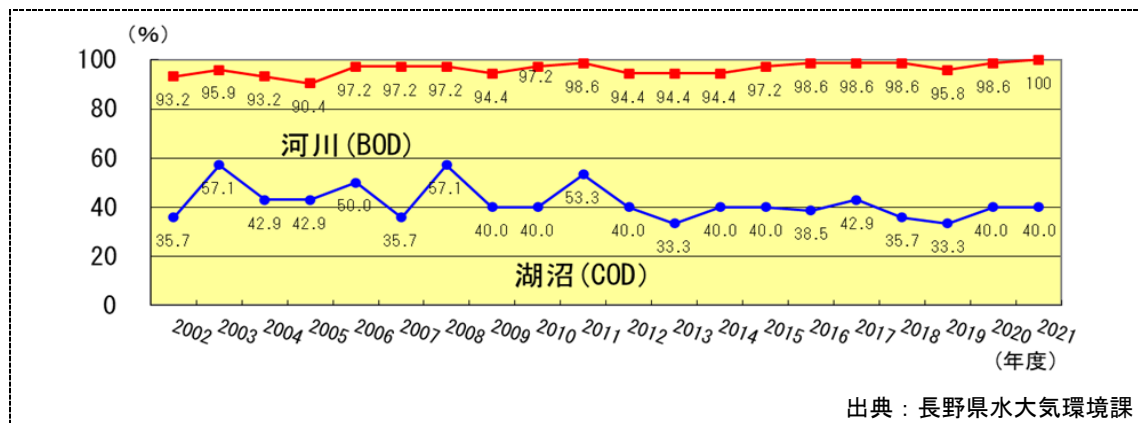
○「湖沼環境基準達成率」は近年横ばいの状況が続いており、生活排水対策や工場・事業場排水対策に加え、農地での減肥対策、保安林の整備等の非特定汚染源※対策などの取組を実施しましたが、2021年度（令和3年度）40.0%であり、目標達成は困難な見込みです。環境基準未達成の湖沼について、汚濁原因の調査等を進めるとともに、関係機関等と連携して湖沼の特性に応じた水質保全対策を推進する必要があります。

○「污水处理人口普及率」は施設整備が概ね完了していますが、行政人口の減少に伴う污水处理人口の減少のため、2021年度（令和3年度）98.2%であり、目標達成は困難な見込みです。地域の実情に応じた生活排水施設の計画的・効率的整備を図るとともに、将来にわたり安定的な生活排水処理の継続に重点を置いた取組を推進する必要があります。

○「民有林の間伐面積」は近年多発する災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた全国的な素材の受入制限などによる森林整備事業の見合わせから、2018（平成30）～2021年度（令和3年度）までの累計36,596haであり、目標達成は困難な見込みです。森林の有する多面的機能の増進を図るため、引き続き計画的な森林整備を進める必要があります。

指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
河川環境基準達成率	98.6% (2016年度)	98.6% (2018年度)	95.8% (2019年度)	98.6% (2020年度)	100% (2021年度)		達成	98.6% (2022年度)
湖沼環境基準達成率	38.5% (2016年度)	35.7% (2018年度)	33.3% (2019年度)	40.0% (2020年度)	40.0% (2021年度)		D	53.3% (2022年度)
污水处理人口普及率	97.6% (2016年度)	98.0% (2018年度)	98.1% (2019年度)	98.0% (2020年度)	98.2% (2021年度)		C	99.0% (2022年度)
民有林の間伐面積（再掲）	13,634ha (2016年度)	10,992ha (2018年度)	20,644ha (2018～2019 年度の累計)	29,466ha (2018～2020 年度の累計)	36,596ha (2018～2021 年度の累計)		C	60,800ha (2018～2022 年度の累計)

【環境基準（BOD※・COD※75%値※）達成率の推移】



ウ 参考指標の進捗状況と課題

○ 「千曲川・犀川の目標水量達成率」は100%を維持しており、目標を達成しています。引き続き河川水量を維持する取組を行います。

○ 「上水道等の基幹管路の耐震化適合率」は増加傾向にありますが、2020年度（令和2年度）38.4%と目標達成は困難な見込みです。耐震化適合率の向上のため、引き続き「長野県水道ビジョン※」に基づき、水道事業者に対する耐震化に関する技術的な助言や国庫補助金等の活用に係る情報提供等を行う必要があります。

○ 「アレチウリ駆除活動の参加者数」は新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度（令和2年度）に激減し、2021年度（令和3年度）12,752人まで戻りましたが、目標達成は困難な見込みです。感染対策を行いながら可能な範囲での活動呼びかける等により、参加者等の確保を図る必要があります。

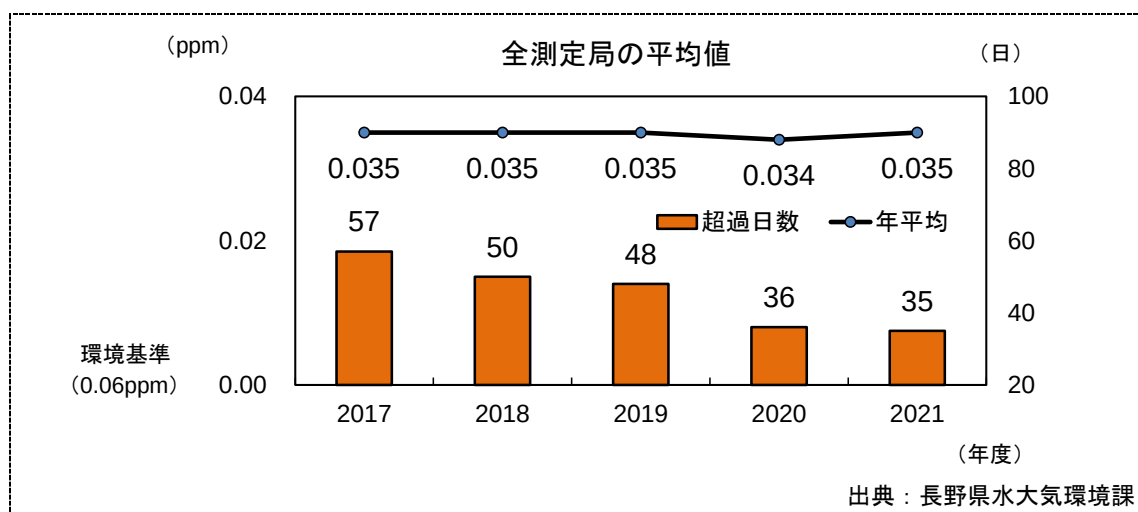
指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
千曲川・犀川の目標水量達成率	100% (2016年度)	100% (2017年度)	100% (2018年度)	100% (2019年度)	100% (2020年度)	100%	達成	100% (2020年度)
上水道等の基幹管路の耐震化適合率	35.2% (2016年度)	33.8% (2017年度)	33.8% (2018年度)	36.1% (2019年度)	38.4% (2020年度)	38.4%	B	41.1% (2020年度)
アレチウリ駆除活動の参加者数	26,416人 (2016年度)	22,057人 (2018年度)	22,259人 (2019年度)	5,522人 (2020年度)	12,752人 (2021年度)	12,752人	D	29,000人 (2022年度)

5 大気環境等の保全

(1) 環境をめぐる状況

- 光化学オキシダント*を除く大気汚染物質について、2021年度（令和3年度）は、全測定局で環境基準を達成しており、概ね良好な状況が続いています。一方、光化学オキシダントの環境基準は全測定局で未達成となっています。また、近年、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5*）が国内外から移流することによる広域的な大気汚染が懸念されています。

【光化学オキシダントの年平均値及び環境基準を超えた日数の推移】



- アスベスト（石綿）*が規制された2006年（平成18年）8月以前に建築されて老朽化した建築物が解体時期を迎えています。今後、解体作業の増加が見込まれるため、アスベストの周辺環境への飛散が懸念されます。
- 道路交通による騒音の環境基準の達成率（2021年度（令和3年度））は96.1%で改善傾向にありますが、新幹線による騒音の環境基準の達成率（2021年度（令和3年度））は58.8%となっており、金沢延伸以降、新たに環境基準を超過する地点が見られます。
- 環境中のダイオキシン類*やベンゼン・トリクロロエチレンなど有害化学物質の濃度は、すべての測定地点で環境基準等を達成しており、良好な状況が続いています。

(2) 第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組、関連指標の進捗状況と課題

ア 主な取組

- 清浄な大気と良好な地域の生活環境の保全

- ・ 大気環境基準の達成状況などを監視するために、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局、移動コンテナ局及び大気環境測定車で大気を測定し、測定結果を公開しました。
- ・ 「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）」のばい煙*発生施設や一般粉じん*発生施設等の大気汚染物質の発生源について立入検査を実施し、不備事項に対して改善指導を行いました。
- ・ 吹付けアスベストなどの除去作業等について立入検査を実施し、不備事項に対して改善指導を行いました。

- ・道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況把握に努め、必要に応じて施設管理者へ改善を求めました。
- ・光害（ひかりがい）※への対策として、「公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）」を改正し、「良好な生活環境の保全に関する条例」に名称変更して光害の防止について規定し、その内容を周知しました。

○ 化学物質による環境汚染の防止と対策

- ・ダイオキシン類対策として、一般環境及び産業廃棄物焼却施設周辺における大気及び土壌等のダイオキシン類濃度の調査を行うとともに、廃棄物焼却施設の排ガス行政検査を行いました。
- ・環境省が実施する化学物質環境実態調査を受託し、未規制化学物質の分析法の開発や環境中の化学物質の濃度実態の調査をしました。

イ 達成目標の進捗状況と課題

- 「大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）」及び「有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準等達成率」は100%が維持されており、「昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率（時間）」は2021年度（令和3年度）97.1%と、いずれも目標を達成しています。更なる改善のため、引き続き大気の状態を把握するとともに、汚染発生源となりうる施設等に対する立入検査の実施と、不備事項に対する改善指導を行います。

指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
大気環境基準達成率 （光化学オキシダントを除く）	100% （2016年度）	100% （2018年度）	100% （2019年度）	100% （2020年度）	100% （2021年度）	100%	達成	100% （2022年度）
昼間の光化学オキシダント 環境基準値達成率（時間）	94.2% （2016年度）	94.3% （2018年度）	94.2% （2019年度）	96.3% （2020年度）	97.1% （2021年度）	97.1%	達成	94.5% （2022年度）
有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準等達成率	100% （2016年度）	100% （2018年度）	100% （2019年度）	100% （2020年度）	100% （2021年度）	100%	達成	100% （2022年度）

ウ 参考指標の進捗状況と課題

- 「自動車騒音環境基準達成率」は改善傾向にあり、2021年度（令和3年度）96.1%と目標を達成しています。引き続き騒音状況を監視し、基準超過地点については道路管理者に改善を要望します。
- 「北陸新幹線鉄道騒音環境基準達成率」は2021年度（令和3年度）58.8%であり、目標達成は困難な見込みです。引き続き騒音状況を監視し、基準超過地点については鉄道事業者に改善を要望します。

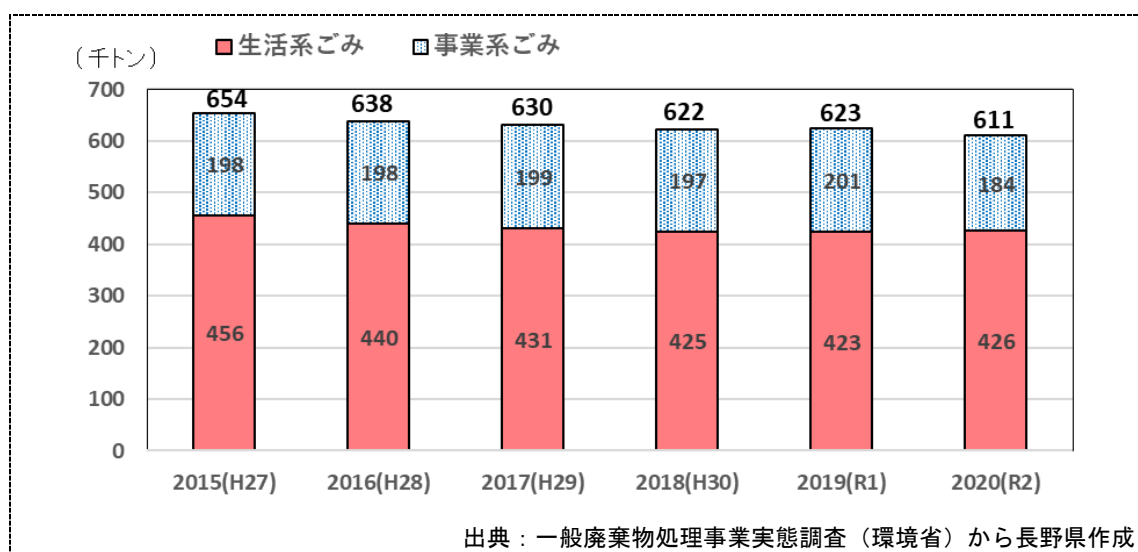
指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
自動車騒音環境基準達成率	94.9% （2016年度）	95.3% （2018年度）	95.6% （2019年度）	96.0% （2020年度）	96.1% （2021年度）	96.1%	達成	95.6% （2022年度）
北陸新幹線鉄道騒音環境基準達成率	50.0% （2016年度）	66.7% （2018年度）	66.7% （2019年度）	36.4% （2020年度）	58.8% （2021年度）	58.8%	C	72.2% （2022年度）

6 循環型社会の形成

(1) 環境をめぐる状況

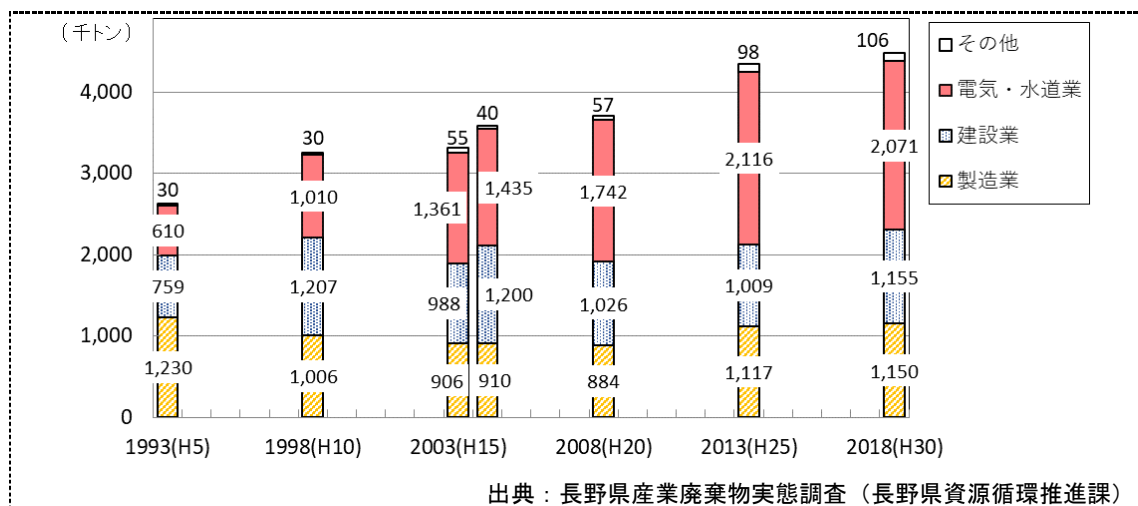
- 一般廃棄物については、2011年度（平成23年度）以降、総排出量、県民1人1日当たりの排出量とも減少傾向にあり、2020年度（令和2年度）の総排出量は約61万トンとなっています。県民1人1日当たりの排出量は807グラム（全国値901グラム）で、全国値を100グラム近く下回り、ごみ排出量の少なさは、全国の都道府県の中でもトップレベルです。2019年度（令和元年度）までは、生活系ごみは減少傾向、事業系ごみは横ばい傾向でしたが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症による外出規制等の影響を受け、生活系ごみは増加する一方で、事業系ごみは減少しました。

【一般廃棄物排出量の推移】



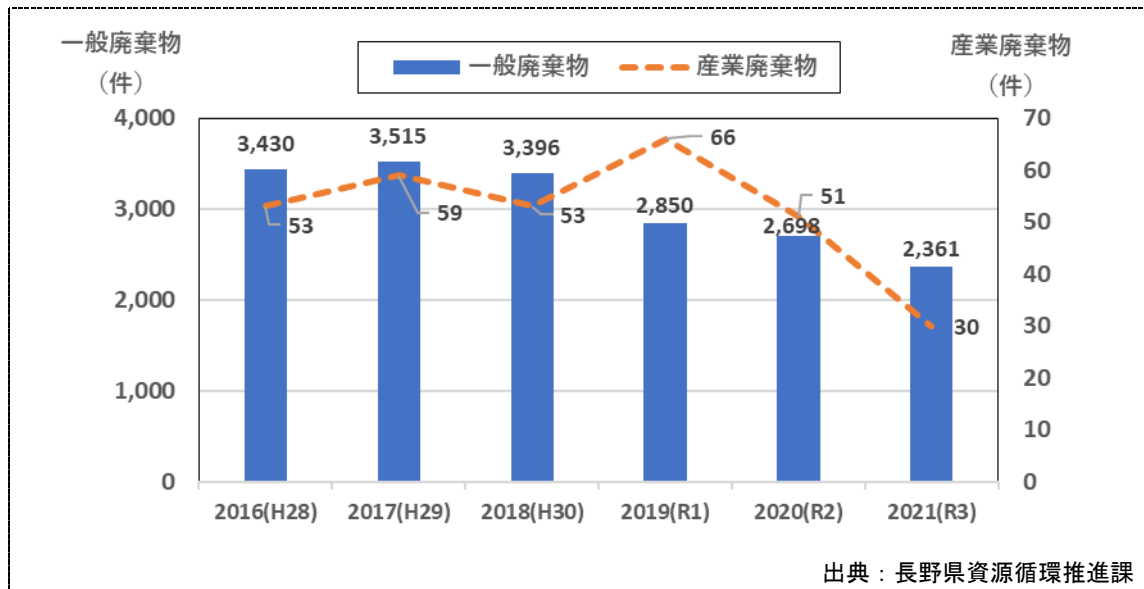
- 産業廃棄物については、2018年度（平成30年度）の排出量は約448万2千トンとなっています。業種別では電気・水道業が約207万1千トンで最も多く、次いで建設業が約115万5千トン、製造業が約115万トンとなっています。2013年度（平成25年度）と比べて建設業と製造業は増加傾向に、電気・水道業は減少傾向にあります。

【産業廃棄物排出量の推移】

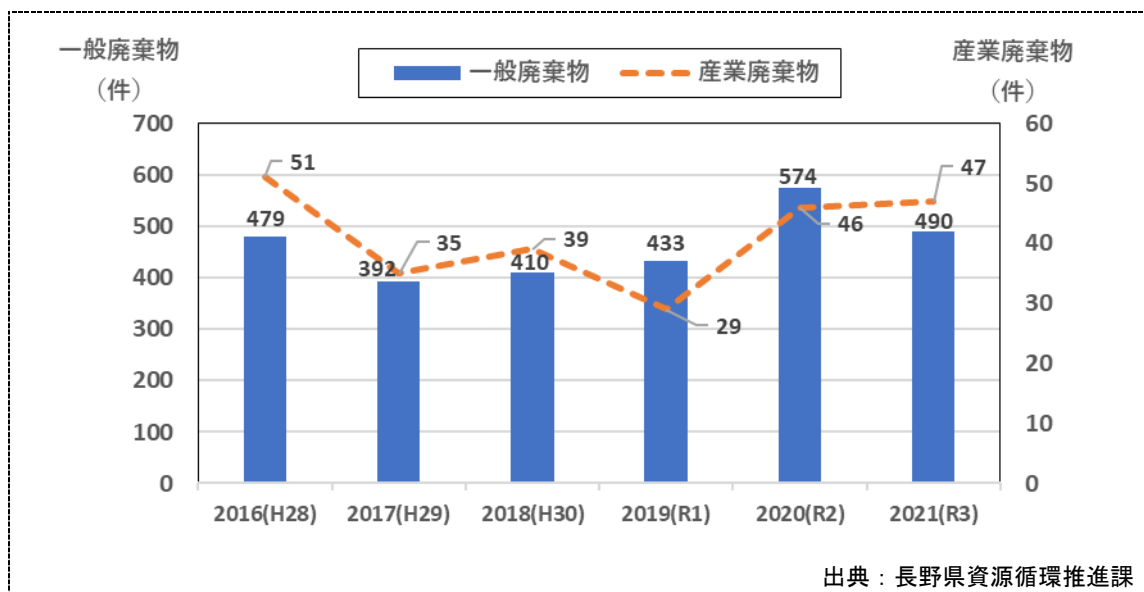


- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者等への立入検査は、年間8,000件程度実施していますが、廃棄物の保管基準違反やマニフェスト（産業廃棄物管理票）※の記載不備などが後を絶たない状況にあります。また、不法投棄の発見件数は2019年（令和元年）以降減少傾向ではありますが、野外焼却の発見件数は増加傾向となっています。

【不法投棄発見件数の推移】



【野外焼却発見件数の推移】



- 廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）※、廃石綿等の有害な廃棄物については、不適正な処理が行われると人の健康や生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。
- 災害廃棄物の適正処理に当たっては、県や市町村はあらかじめ災害廃棄物の処理方針を定める災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時に迅速に対応することが求められます。2021年度（令和3年度）末時点において、市町村災害廃棄物処理計画の策定率は60%を超えました。

(2) 第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組と関連指標の進捗状況

ア 主な取組

○ 廃棄物の3R^{*}の推進

- ・食品ロス^{*}の削減を図るため、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を実施し、家庭や飲食店等における食べ残し削減の普及啓発を行いました。
- ・県内で発生する循環資源を活用して県内事業所で製造加工されたりサイクル製品のうち、品質や安全性などの基準を満たす製品を信州リサイクル製品として認定し、その利用を促進しました。

○ 廃棄物の適正処理の推進

- ・産業廃棄物の排出事業者が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく基準に従い自家処理及び委託処理を適正に行うよう指導しました。
- ・廃棄物の不適正処理を防止するため、排出事業者及び処理業者に対する立入検査を行うとともに、法令違反に対しては許可の取消しを含む厳正な行政処分を実施しました。

イ 達成目標の進捗状況

- 「一般廃棄物総排出量」は県民1人1日当たりの排出量とともに減少傾向にありますが、2020年度（令和2年度）611千tと目標達成には至りませんでした。一般廃棄物総排出量の削減のため、引き続き市町村と連携した啓発・広報を行う必要があります。
- 「産業廃棄物総排出量」は建設業及び製造業における排出量増加により全体として増加傾向にあり、2018年度（平成30年度）4,482千tと目標達成は困難な見込みです。引き続き、排出量の増加を抑制するため、事業者向け研修会等により、産業廃棄物総排出量の削減に向けた取組を支援する必要があります。
- 「一般廃棄物リサイクル率」は小売店における店頭回収等の増加により市町村の計画収集による回収量が減ったことから減少傾向にあり、2020年度（令和2年度）21.4%と目標達成には至りませんでした。引き続き市町村と連携した啓発・広報を行う必要があります。

指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
一般廃棄物総排出量 (注) 括弧内は1人1日当たりのごみ排出量	654千t (836g) (2015年度)	630千t (817g) (2017年度)	622千t (811g) (2018年度)	623千t (816g) (2019年度)	611千t (807g) (2020年度)	B		588千t (795g) (2020年度)
産業廃棄物総排出量	4,341千t (2013年度)				4,482千t (2018年度)	D		4,358千t (2020年度)
一般廃棄物リサイクル率	23.0% (2015年度)	21.2% (2017年度)	20.6% (2018年度)	20.5% (2019年度)	21.4% (2020年度)	D		24.3% (2020年度)

ウ 参考指標の進捗状況

- 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店登録数」は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により閉店する登録店が生じ、2021年度（令和3年度）886店と登録数が減少し、目標の達成は困難な見込みです。新規登録店数の増加に向けて、普及啓発の強化を図る必要があります。
- 「産業廃棄物3R実践協定^{*}の締結事業者数」は増加傾向にあり、2021年度（令和3年度）190者と目標を達成する見込みです。締結事業者数の増加に向けて、事業者向け講

習会等の機会を通じて締結を促す必要があります。

○ 「信州リサイクル製品の認定数」は増加傾向にありましたが、2021年（令和3年度）69製品であり、目標達成は困難な見込みです。認定数の増加に向けて制度の周知及び利用促進を行う必要があります。

○ 「電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及率」は2021年度（令和3年度）51.0%であり、目標を達成しています。更なる普及率の増加に向けて、事業者向け講習会や立入検査等の機会を通じて周知を行います。

指標名	基準値	過年度実績			最新実績	達成状況	目標値
食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店登録数	617店 (2016年度)	788店 (2018年度)	868店 (2019年度)	913店 (2020年度)	886店 (2021年度)	B	1,000店 (2022年度)
産業廃棄物3R実践協定の締結事業者数	172者 (2016年度)	179者 (2018年度)	177者 (2019年度)	189者 (2020年度)	190者 (2021年度)	B	200者 (2022年度)
信州リサイクル製品の認定数	60製品 (2016年度)	60製品 (2018年度)	63製品 (2019年度)	71製品 (2020年度)	69製品 (2021年度)	C	80製品 (2022年度)
電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及率	33.3% (2016年度)	40.8% (2018年度)	44.6% (2019年度)	49.1% (2020年度)	51.0% (2021年度)	達成	50% (2022年度)

第3章 長野県の将来像

第3章では、第2章の現状と課題を踏まえ、概ね2035年頃に目指す本県の将来像を示します。

1 持続可能な社会の構築

- 持続可能な社会の実現に向け、学校や地域等における環境教育を通じ、本県の豊かな自然の価値を改めて認識し、誰もが当たり前に環境に配慮した行動を実践しています。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップが構築され、環境保全活動が活発に行われています。
- 豊かな自然や美しい景観、自然を活かした教育や里山の恵み豊かな暮らしなど本県ならではのライフスタイルなどが魅力となり、移住者やつながり人口、交流人口が増加しています。

2 脱炭素社会の構築

- 2050ゼロカーボンの実現に向けて、EV・FCV、高効率家電・事業用設備、ZEH・ZEBの普及により、家庭や事業活動など社会全体で省エネルギーが徹底されるとともに、自家用車から徒歩・自転車・公共交通などへ移動手段の転換が進んだ脱炭素型まちづくりが実践されています。
- 地域主導型の再生可能エネルギー事業により、地域資源を活かした再生可能エネルギーが普及拡大し、輸入依存の化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進み、持続可能な暮らしが営まれるエネルギー自立地域が実現しています。
- 気候変動による影響が県民に広く共有され、気候変動に対する緩和策と適応策が社会全体で総合的に進み、当該影響による県民生活や自然環境等への被害が最小化あるいは回避されています。

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

- 様々な主体の連携・協働による自然環境の保全・再生活動を通じて自然環境エリアが拡大することにより、生物の生息・生育・繁殖環境をつなぐ生態系ネットワークが形成され、豊かな生態系、種の多様性、個性ある遺伝子からなる本県ならではの生物多様性が保たれています。
- 農地や草原、森林の適切な管理や野生鳥獣による被害防止とともに、生物多様性の保全に配慮した農林業が営まれることにより、人々の生活と調和した美しい景観が保たれています。
- 自然の恵みを活かして気候変動対策、防災・減災、地域経済の活性化、健康などの多様な社会課題の解決につなげる取組により、人と自然が共生する持続可能な社会が実現し

ています。

- 生物多様性や生態系が暮らし・社会・経済の基盤であることが認識され、行政、団体・NPO、企業、個人などあらゆる主体が日常において自然環境に配慮した行動をしています。こうした活動の継続により、美しい景観が保たれ、自然の恵み、人とのふれあいを求めて県内外から多くの方が訪れています。

4 水環境の保全

- 森林・農地等における水源の涵養^{かん}が図られ、健全な水循環が保たれています。また、生活や経済活動において水資源が適正に利活用されています。
- 本県に水源を有する8つの一級水系や諏訪湖、野尻湖など、県内の河川・湖沼・地下水等の水環境が良好に保たれ、安心安全な水が確保されています。
- 清らかで美しい水辺環境が保たれ、人々が水に親しみふれあうとともに、水辺地にはその場にふさわしい水生生物が生育・生息し、豊かな生態系が保たれています。

5 大気環境等の保全

- 良好な大気環境が保全されるとともに、生活を脅かす有害化学物質などのリスクが削減され、安心安全な生活環境が維持されています。

6 循環型社会の形成

- 県民一人ひとりに持続可能な開発目標SDGsのゴール12「つくる責任つかう責任」の意識が浸透し、大量生産・大量消費型の行動の見直しがされ、環境負荷の少ない循環型社会が形成されています。

第4章 計画期間中の目標と実施施策

第4章では、第3章の「長野県の将来像」を実現するため、計画の基本目標と5年間（2023～2027年度）に取り組む主な施策を示します。

■基本目標

共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし

【参考】第四次長野県環境基本計画の基本目標…「共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし」

（意味）

- | | |
|--------|---|
| 共に育み | … 多様な主体によるパートナーシップの構築 |
| 未来につなぐ | … 持続可能であること |
| 豊かな自然 | … 長野県が誇る雄大な山々、清浄な水・空気、森林、農村景観、多様な生態系など |
| 確かな暮らし | … 経済・社会・環境の統合的向上により実現する暮らし（経済が持続的に発展し、誰もが役割を持って活躍するとともに安心して生活でき、豊かな自然環境が保たれていること） |

（施策の推進に当たって）

SDGsは、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しています。例えば、森林の整備は、生物多様性の確保や水源の涵養など「環境」の保全にとどまらず、林業の振興など「経済」の発展、森林セラピー[®]による健康づくりや自然体験を通じた豊かな人間性の醸成など「社会」的課題の解決にもつながります。また、食品ロスの削減は、廃棄物の発生抑制やごみ焼却時の温室効果ガスの削減など「環境」への負荷を低減するとともに、廃棄物の処理コストの削減による収益の向上など「経済」的な効果や、フードバンク^{*}を通じた生活困窮者への支援など「社会」的効果も生み出します。

施策の推進に当たっては、こうした点を強く意識し、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、本県の豊かな自然を守り育てるとともに、経済・社会・環境の統合的向上により県民の確かな暮らしを実現し、次の世代に確実に引き継いでいきます。

【文中の（☆）は「マルチベネフィット」を目指す施策を示します。】

1 ■ 施策体系

対象分野	大項目	中項目
1 持続可能な社会の構築	(1) 環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進	・ 環境教育・E S Dの推進 ・ 啓発活動の推進
	(2) パートナーシップによる環境保全活動の推進	・ 地域における協働の支援 ・ 各分野における協働の推進 ・ 海外との連携・協力
	(3) 豊かな自然やライフスタイル等の発信	・ 信州の魅力発信による移住・交流の促進
	(4) 環境影響評価による環境保全の推進	・ 環境影響評価制度の適切な運用 ・ 公共事業における環境配慮の推進
	(5) 環境保全に関する調査研究等の強化	・ 環境保全に関する調査研究、情報発信の強化 ・ 調査研究等に必要の体制整備
2 脱炭素社会の構築	(1) 徹底的な省エネルギーの推進	・ 運輸部門（交通）におけるエネルギー効率化 ・ 家庭部門におけるエネルギー効率化 ・ 産業・業務部門におけるエネルギー効率化
	(2) 再生可能エネルギーの普及拡大	・ 地域主導型の再生可能エネルギーの促進 ・ 太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電、非木質バイオマス発電、その他の発電 ・ 熱供給・熱利用 ・ 再生可能エネルギー利用の促進 ・ 再生可能エネルギーと地域の調和の促進
	(3) 総合的な地球温暖化対策	・ 産業イノベーションの創出支援 ・ エシカル消費の促進 ・ プラスチックの資源循環等の推進 ・ 森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進 ・ 農業生産現場における取組の促進 ・ 気候危機に向けた連携 ・ 気候変動への適応
3 生物多様性・自然環境の保全と利用	(1) 生物多様性の保全	・ 多様な動植物の保全対策 ・ 外来種対策の推進
	(2) 自然環境（生態系）の保全	・ 自然が有する多面的な機能の向上と活用 ・ 持続可能な農林業の推進
	(3) 自然とのふれあいの推進	・ 自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理 ・ 自然公園の整備と利用促進 ・ 自然体験活動の推進
4 水環境の保全	(1) 水源の涵（かん）養と適正な利活用	・ 水収支の把握 ・ 地下水の涵（かん）養 ・ 水源地域の保全 ・ 水資源の適正な利活用
	(2) 安心安全な水の保全	・ 水質監視 ・ 発生源対策 ・ 河川・湖沼の浄化対策 ・ 水に関する災害対策
	(3) 親しみやすく生物を育む水辺環境の創出	・ 親水性に優れた水辺づくり ・ 水辺における生態系の保全 ・ 水辺の環境保全活動等の推進
	(4) 水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進	・ 水環境保全に係る調査・研究の推進 ・ 水環境保全に係る情報発信・学び等の推進
5 大気環境等の保全	(1) 清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保	・ 大気環境の監視等 ・ アスベスト（石綿）対策 ・ 騒音・振動・悪臭の防止 ・ 光害（ひかりがたい）対策等 ・ 放射能対策
	(2) 化学物質による環境汚染の防止と対策	・ ダイオキシン類対策 ・ その他の化学物質対策
6 循環型社会の形成	(1) 廃棄物の4 Rの推進	・ 4 Rの推進 ・ 地域循環圏等の形成
	(2) 廃棄物の適正処理の推進	・ 廃棄物の適正処理体制の整備 ・ 廃棄物の不法投棄等の防止

2
3

■実施施策

1 持続可能な社会の構築

【推進標語】「□□□□□ □□□□□□□ □□□□□」



【施策の方向性】

- 環境保全に関する環境教育や啓発活動を推進し、環境に配慮する意識を高めるとともに、実践的な行動を促進します。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、環境保全活動を推進します。
- 豊かな自然やライフスタイルなど本県の魅力を発信し、移住者やつながり人口、交流人口の拡大を図ります。
- 環境影響評価制度の適切な運用により、環境保全を推進します。
- 環境に関する調査研究等の強化により、科学的知見から県の環境施策を推進します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備考
環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行している人の割合	62.0% (2021年度)	80.0% (2027年度)	環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行する県民の割合 〔現状の数値から年3%程度の増加を目標に設定〕
都市農村交流人口	198,849人 (2021年度)	検討中 (2027年度)	農業体験などで県内を訪れる都市住民の数 〔検討中〕

（1）環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進

〔県民文化部、環境部、産業労働部、林務部、建設部、教育委員会〕

ア 環境教育・ESD※の推進

○ESD（持続可能な開発のための教育）の推進

- ・「信州ESDコンソーシアム※」などのESD推進団体やユネスコスクール※と連携し、環境教育に加え、経済・社会の課題を学ぶESDを推進し、持続可能な社会を支える人材を育成します。（☆）

○幼児期・学齢期における環境教育の推進

- ・豊かな自然環境を活用し、屋外を中心とした体験活動を積極的に行う県内の保育・幼児教育施設等を県が独自の基準で認定する「信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度」の運用により、幼児期の子どもの豊かな育ちを推進します。（☆）
- ・総合的な学習の時間や各教科などにおける環境教育を実施するとともに、課外学習において、地域の環境特性を十分に踏まえた形で子どもたちの環境に対する興味や関心を伸

バス教育を推進します。

- ・幼児から高校生などが自主的な環境活動に取り組む「こどもエコクラブ※」活動など、実践的な環境教育を推進します。
- ・みどりの少年団活動や学校林活動への支援などにより、身近に森林がある本県の特徴を活かした自然教育・野外教育を推進します。
- ・自然に親しみ、自然から学ぶ登山やキャンプ等の体験学習を通じ、仲間と支え合い、たくましく生きる力を育みます。(☆)
- ・本県の雄大な自然を活用し、少年自然の家において、様々な年齢の小中学生が野生動植物の特徴等についての体験を通じた学びや交流を行う自然体験キャンプを実施することで、子どもたちの自主性や社会性のほか、様々な課題を友と協力しながら乗り越える力を育みます。(☆)
- ・教員に対する研修を実施し、環境問題に対する知見や指導力の向上を図ります。

○地域における環境教育、体験機会の場の創出・支援

- ・地域における環境教育や体験機会の拡大を図り、実践的な行動につなげるため、県内の環境教育に関する情報を一元化して発信している「信州環境カレッジ」において、誰もがいつでも学べる環境を更に整備するとともに、環境教育の機会を提供する団体等の活動を支援します。
- ・里山、河川、都市公園など身近にある自然を利用した学習会や自然観察会等を開催し、自然の役割や魅力、そこに生息する生物への理解を深め、自然を大切にする意識を育てます。
- ・本県の自然環境の価値や魅力を森林における体験活動等により実践的に伝えられる団体や地域を増やし、全国に長野県を舞台とした自然活動を広げます。
- ・県内のごみ減量等に関する情報を集約した専用サイトである「信州ごみげんねっと」に掲載されている食品ロス削減等に係る教材を活用した環境教育を推進します。

イ 啓発活動の推進

- ・県民や事業者の環境保全意識を高めるため、「信州環境フェア」や「信州 山の日」関連事業などの県内各地域の環境イベント、環境に関する各種啓発月間・行事などを通じ、啓発活動を展開します。
- ・環境技術に関する研修を通じて、事業者の環境経営を促進します。(☆)
- ・環境保全活動に積極的に取り組む個人・団体を表彰するとともに、その活動内容や各地域の先進的な取組を様々な広報媒体を活用して発信します。

(2) パートナースhipによる環境保全活動の推進

[企画振興部、環境部、農政部、林務部、建設部]

ア 地域における協働の支援

- ・県内の環境保全団体や経済団体等との連携により、持続可能な社会の構築に向けた環境保全活動を推進するとともに、地域における環境保全活動を支援します。
- ・「地域発 元気づくり支援金」により、地域が自主的、主体的に取り組む環境保全活動等を通じた地域の元気を生み出す事業を支援し、地域の活性化を図ります。
- ・「長野県森林づくり県民税※」により、地域住民自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を推進します。

イ 各分野における協働の推進

(7) 脱炭素社会の構築

- ・多様な主体が分野を超えて連携し、共創する場である「ゼロカーボン社会共創プラットフォーム（くらしふと信州）」により、気候危機に立ち向かう行動の輪を拡大します。
- ・地域主導型の再生可能エネルギーの普及に向けて、産学官民で構成する「自然エネルギー信州ネット※」と連携し、再生可能エネルギーの情報を広く県民と共有します。

(4) 生物多様性・自然環境の保全と利用

- ・県内外の企業等から技術・人材・資金の支援を受けて協働する「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、多様な主体との連携による生物多様性の保全を推進します。
- ・民間企業からの寄附金や企業版ふるさと納税※等を活用し、登山道等の整備を推進するとともに、豊かな自然環境の保全に取り組みます。
- ・企業によるCSR活動※としての森林整備への協力、山村と都市との交流、都市と山村の二地域居住など、多様な主体が様々な形で森林や山村に関わり、地域の活性化に貢献するような仕組みづくり・人づくりを推進します。(☆)
- ・農地や農業用水路等の地域資源や農村環境を保全し、着実に次代に継承するため、地域ぐるみの共同活動として行う保全管理活動を支援します。

(5) 水環境の保全

- ・都市部の自治体や企業等と地域を結び付け、森林の活用と交流を通じた地域活性化のための契約の締結を支援します。(☆)
- ・水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるとともに、水辺空間を快適に利用できるよう河川愛護団体等、地域住民、施設管理者、行政機関が一体となって、維持管理活動や景観保全活動に取り組みます。
- ・農業用水路やため池などが持つ多面的機能について、県民等の理解を深めながら、施設管理者や農業者、地域住民等が一体となった維持管理活動を支援します。

(6) 大気環境等の保全

- ・県内に移流する大気汚染物質の削減に向けて、関東地域各都県との広域的な連携による微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントの発生源寄与の解明を進めます。

(8) 循環型社会の形成

- ・家庭での食品ロスや、宴会等の外食における食べ残しの削減を呼びかけます。
- ・事業系の食品ロスを減らすため、食品ロス削減に取り組む店舗等を増やすとともに、循環型社会形成推進功労者表彰制度により、食品ロスの削減等に顕著な実績を上げている店舗・事業者を表彰します。
- ・小売事業者と連携し消費期限・賞味期限間近な食品購入を呼びかけます。
- ・県民、事業者、行政がそれぞれの立場でプラスチックと賢く付き合う「信州プラスチックスマート運動」を通じ、「意識して選択」、「少しずつ転換」、「分別して回収」を呼びかけます。
- ・散乱した空き缶等を収集する美化清掃活動、ごみの持ち帰り運動及び空き缶等散乱防止啓発運動の輪を県民運動として広げ、観光地を含めた環境美化運動を推進し、年間を通じて長野県全体をきれいにする運動を展開します。(☆)
- ・市町村等の関係行政機関に情報提供を行い、不法投棄された産業廃棄物について、原因者等に対する撤去指導を行うとともに、周辺環境への影響調査を実施し、環境に支障が生じる場合は、必要に応じて支障の除去等の措置を講じます。

- ・不法投棄ホットライン*の設置や関係団体との通報協定の締結などにより、不法投棄に係る情報を効率よく収集する体制づくりに努めます。

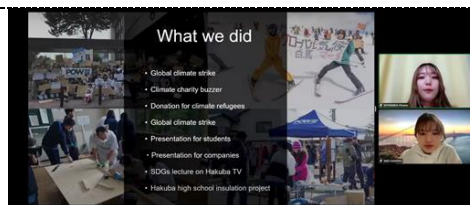
ウ 海外との連携・協力

- ・海外学生・技術者の研修受入などを通じて、環境汚染改善等の分野での協力を積極的に推進します。
- ・先進モデルとなるドイツ等を参考に、長野県に適したエネルギー自立地域の確立に資する仕組みを検討します。

【コラム】国際学生ゼロカーボン会議

長野県とフィンランド北カルヤラ県の教育機関が連携し、本県の学生が世界各地の同世代の若者と気候変動や環境問題について学び、解決策を考え、行動を起こすきっかけとなることを目的とした「国際学生ゼロカーボン会議」を2022年（令和4年）2月にオンラインで開催しました。

会議では、「気候変動」、「サーキュラーエコノミー」、「マイクロプラスチック」、「森林資源」の4つのテーマに関する地域課題や自分たちが行っている活動等について、長野県及びフィンランド、ペルー、リトアニア、スペインなどの総勢6カ国16組の学生によるプレゼンテーションのほか、専門家の基調講演やディスカッションを行いました。



学生プレゼンテーションの様子



ディスカッションの様子

（3）豊かな自然やライフスタイル等の発信

〔企画振興部〕

ア 信州の魅力発信による移住・交流の促進

- ・豊かな自然環境や美しい景観の中での暮らし、それらを活かした教育など本県ならではのライフスタイルを全国に向け発信し、移住者やつながり人口、交流人口の増加を図ります。（☆）

【コラム】長野県の伝統食「昆虫食」

昆虫食は本県の伝統食の一つです。代表的なものとしては、イナゴやクロスズメバチ（地蜂）の幼虫、上伊那地域を中心にザザムシと呼ばれるトビケラ類などの水生昆虫の幼虫の佃煮があります。昔は少ない動物性たんぱく質を摂るための大切な栄養補給源として食べられていました。現在も地域によって食べられているところもあり、また土産物にもなっています。

昆虫食については、国際連合食糧農業機関（FAO）が2013年に公表した食品及び飼料における昆虫類の役割に関する報告書において、昆虫類はたんぱく質及び良質の脂肪を多く含む、カルシウム、鉄分及び亜鉛量が豊富であることから、昆虫食の普及が世界の環境問題と食糧危機の両者を解決へ導く可能性があることに言及しています。



イナゴの佃煮



蜂の子（クロスズメバチ）の佃煮



ザザムシの佃煮



ザザムシ漁（伊那市）

1 (4) 環境影響評価による環境保全の推進

2 [環境部、建設部]

3 ア 環境影響評価制度の適切な運用

- 4 ・環境影響評価制度に基づき、学識経験者や地域住民等から広く意見を聴取するとともに、
5 それらを踏まえた知事の意見を事業者に提出することにより、大規模開発事業に係る環
6 境影響の回避、低減を図ります。

7
8 イ 公共事業における環境配慮の推進

- 9 ・道路や河川・砂防施設の建設にあたっては、環境に配慮した整備を推進します。
10 ・県が実施する公共事業のうち、環境影響評価制度の対象とならない事業について、県独
11 自の「公共事業等環境配慮制度*」により、事業計画を事前に公表して、住民等の意見に
12 聴取し、公共事業における環境配慮を推進します。

13
14 (5) 環境保全に関する調査研究等の強化

15 [環境部]

16 ア 環境保全に関する調査研究、情報発信の強化

- 17 ・科学的知見に基づいた環境施策を推進するため、本県らしい持続可能な地域づくりに向
18 けた研究課題に取り組み、大学や国の研究機関等との共同研究を推進します。
19 ・ホームページや刊行物、イベント等の様々な機会を通じ研究成果等を情報デザインの手
20 法も取り入れてわかりやすく発信するとともに、県民の環境保全や気候変動に対する理
21 解と持続可能な社会への転換を促進するため、環境教育の場や機会を提供します。
22 ・本県の自然環境の特色を生かした地域づくりを促進するため、信州の生物多様性とその
23 恵み、気候変動による地域環境への影響などについてわかりやすく情報発信します。

24
25 イ 調査研究等に必要な体制整備

- 26 ・水環境保全に係る調査・研究機能を効率的かつ効果的に強化するために行う諏訪湖環境
27 研究センター（仮称）の整備に併せ、環境保全研究所の体制整備を検討し、調査研究機
28 能や災害時における体制を強化します。

2 脱炭素社会の構築

【推進標語】「□□□□□ □□□□□□□ □□□□□」



【施策の方向性】

- 運輸、家庭、産業・業務など各部門における徹底的な省エネルギーの推進とともに、環境負荷の低いまちづくりを進めます。
- 地域主導型の再生可能エネルギー事業を支援することにより、再生可能エネルギーを普及拡大し、エネルギー自立地域の実現を目指します。
- 気候変動リスクの認識を県民が広く共有するとともに、廃棄物の排出抑制や森林整備等を含め、気候変動への緩和策や適応策を総合的に推進します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備考
温室効果ガス総排出量	14,572 千トン-CO ₂ (2018年度)	9,633 千トン-CO ₂ (2027年度)	県内のエネルギー使用量などを基に算出した温室効果ガスの排出量 〔長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定〕
最終エネルギー消費量	17.2万TJ (2018年度)	13.5万TJ (2027年度)	県内において一年間に使用されるエネルギーの総量 〔長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定〕
再生可能エネルギー生産量	2.9万TJ (2020年度)	3.7万TJ (2027年度)	県内で生み出したと推計される再生可能エネルギー量 〔長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定〕
再生可能エネルギー自給率	16.0% (2018年度)	27.4% (2027年度)	最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー生産量の割合 〔長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定〕
民有林の森林整備面積	検討中 (●年度)	検討中 (2027年度)	森林整備（間伐・造林・下刈り等）を実施した面積 〔長野県森林づくり指針（策定中）の目標に基づき設定〕

（１）徹底的な省エネルギーの推進

〔企画振興部、総務部、県民文化部、環境部、林務部、建設部、教育委員会、警察本部〕

ア 運輸部門（交通）におけるエネルギー効率化

○自動車使用に伴う環境負荷の低減

- ・EVやFCVへの転換を着実に進めるため、「長野県次世代自動車インフラ整備ビジョン」等により、「未設置区間ゼロ・電池切れゼロ」の充電インフラ等の整備を促進します。
- ・県の公用車は、更新時に原則として全てEV・FCVへ転換し、2030年度までに特殊車両等を除き100%電動化を目指します。

○環境負荷の低い交通手段への転換

- ・自動車から環境負荷の低い交通手段への転換や、物流の効率化について、事業活動温暖化対策計画書制度により事業者の自主的な取組を促進します。
- ・公共交通の維持・活性化のための地域協議会などの活動を支援するとともに、「信州スマートムーブ通勤ウィーク」等により、公共交通の利用促進に取り組みます。

○環境負荷の低いまちづくり

- ・自家用車に過度に依存しないまちづくりを実現するため、立地適正化計画などの都市計画と連携を図りながら、自動車利用の制限、キャッシュレス化等による公共交通の利便性の向上、自転車の利用環境の整備等によりモデル地域を創出し、県内各地で取組が進むよう支援します。(☆)
- ・地域間をつなぐ道路の整備や渋滞対策等の推進により自動車交通を円滑化し、温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。
- ・自転車の安全利用や利用環境整備等について、「長野県自転車活用推進計画」に基づき推進し、自動車に過度に依存しない、脱炭素のまちづくりが進むよう支援します。

イ 家庭部門におけるエネルギー効率化

○家庭用機器の高効率化と効率的使用

- ・家電など家庭で使われる機器の購入や買換えの機会を捉え、高効率機器への選択・転換を促進するとともに、家庭における省エネの取組を直接支援するため、エネルギー供給事業者及び電気機械器具等小売事業者と連携して省エネアドバイスや簡易診断を実施します。

○住宅の高断熱・高気密化

- ・「長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）」に基づき、建築物を新築・購入する際、建築物のエネルギー性能を客観的に「見える化」し、建築物の省エネ性能や再生可能エネルギーの導入可能性に配慮することを促進します。
- ・ヒートショック※の防止や快適な暮らしなどの健康面や経済面で様々な利点の多い住宅の断熱性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」（以下「建築物省エネ法」という。）における省エネ基準を上回る県独自基準に対応した「信州健康ゼロエネ住宅」の普及を促進します。(☆)
- ・省エネ改修の動機となる環境エネルギー性能の簡易診断の仕組みやリフォーム助成制度の活用などにより省エネ改修を促します。
- ・「建築物省エネ法」に基づく省エネルギー基準への適合義務及び「長野県地球温暖化対策条例」に基づくエネルギー性能の検討結果の報告義務に着実に対応するため、建築事業者の技術力の向上を図ります。

ウ 産業・業務部門におけるエネルギー効率化

○事業者の省エネ取組の促進

- ・温室効果ガスの排出量が一定規模以上の大規模事業者については、「事業活動温暖化対策計画書制度」等により省エネルギーの取組・再生可能エネルギーの導入を促進します。
 - ・中小規模事業者の省エネの取組等を促進するため、エネルギーマネジメントの相談窓口を設置し、省エネ状況を比較できる指標の作成や専門家による簡易診断の実施等に取り組みます。併せて、エネルギー管理の手法でもある「エコアクション21※」などの環境マネジメントシステムの導入促進を図ります。
- また、「事業活動温暖化対策計画書制度」への任意参加を促し、温室効果ガス排出量等の

把握と計画的な省エネ対策等の実施を促します。

○業務用ビルにおけるZEBの普及等

- ・県有施設（警察施設及び学校施設を含む。）の断熱化や照明のLED化、太陽光発電設備の設置等を計画的に進め、新築・改築する施設は原則ZEB・ZEHとし、改修する施設はできる限りエネルギー消費量の削減を図ります。
- ・安全で円滑な交通環境の確保と省エネルギー化のため、交通信号灯器を電球式からLED式に切り替えます。

○エネルギー供給事業者の再生可能エネルギー導入の促進

- ・エネルギー供給事業者に対し、「エネルギー供給温暖化対策計画書制度※」により、エネルギー供給における脱炭素化や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を促します。

【コラム】カーボנקレジット

カーボנקレジットは、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の削減効果をクレジット（排出権）として発行し、他者と取引できるようにする仕組みであり、温室効果ガス削減策を講じた上でも足りない分を他者からクレジットで補うことを意図しています。

我が国におけるカーボנקレジットの制度として、省エネルギー設備導入や再生可能エネルギー利用によるCO₂排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂吸収量などを国が認証する「J-クレジット制度」があります。

クレジット創出者（中小企業、森林所有者、地方公共団体等）のメリットは、例えば省エネルギー設備投資の一部をクレジット売却益によって補い、投資費用の回収や更なる省エネ投資に活用できる一方で、クレジット購入者（大企業、中小企業等）のメリットは、環境貢献企業としてのPR効果に加えて、法律に基づき行われる事業活動に伴う温室効果ガス排出量の報告に使用することができます。

（２）再生可能エネルギーの普及拡大

[環境部、林務部、建設部、企業局]

ア 地域主導型の再生可能エネルギーの促進

- ・産官学民連携の協働ネットワークである「自然エネルギー信州ネット」や自然エネルギー地域協議会等と連携し、地域での再生可能エネルギーの活用に取り組む市町村や事業者等に対する情報提供、人材育成、専門家派遣などの地域のニーズに合った支援を行います。また、「自然エネルギー協議会」の場を活用し、国等に対して再生可能エネルギー普及拡大に資する提言を行います。
- ・地域のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーを活用する取組を行う市町村や民間事業者等に対し、収益納付型補助金等による支援を行います。
- ・再生可能エネルギーが暮らしを支えるエネルギー自立地域の創出を促進します。

イ 太陽光発電

- ・「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」において、建物ごとの発電量や二酸化炭素削減量、売電収入などを可視化することにより導入を促すとともに、地域の事業者情報や市町村の補助金情報を併せて掲載するなど、信州の太陽光に関する情報をワンストップで提供します。
- ・補助事業等により、建物屋根における太陽光発電の普及を促進するとともに、県におい

ても県有施設の屋根を活用した太陽光発電を進めます。

ウ 小水力発電

- ・部局連携により構成する「小水力発電キャラバン隊」等により、事業初期段階の課題解決を支援するほか、既存の農業水利施設や上水道施設等を活用した発電事業を促進します。
- ・県企業局において、既存発電所の出力増強、新規発電所の検討や建設を進めます。

エ 木質バイオマス発電

- ・地域の森林資源量に応じた施設配置や、燃料となる県産材の適正かつ持続的な利活用となるよう配慮しつつ、民間事業者が主体的に取り組む発電事業を支援します。

オ 非木質バイオマス発電

- ・下水道汚泥から発生する消化ガス（メタン等）による発電や燃料としての利用など、污水处理の際に発生する余剰ガスのエネルギー利用を促進するとともに、その成果を共有し、市町村が運営する下水処理施設への普及を促進します。”
- ・市町村及び民間の廃棄物焼却施設における廃棄物発電を含めた熱エネルギーの有効活用を促進します。

カ その他の発電

- ・自然環境保全や地域経済活動との両立に配慮しつつ、地熱発電等の適地での普及を推進します。

キ 熱供給・熱利用

- ・建築物の新築時に再生可能エネルギーの導入を検討するよう義務付ける「建築物再生可能エネルギー導入検討制度」などを活用し、地域の資源や特性を活かした熱利用（太陽熱、バイオマス熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱[※]等）の推進を図ります。
- ・熱利用事業に係る可能性調査に対する支援等により、地域の再エネポテンシャルの活用に向けた取組を後押しします。
- ・下水道管路の周辺施設で冷暖房や給湯等への下水熱の適正な利用を進め、熱エネルギーの有効利用を促進します。

ク 再生可能エネルギー利用の促進

- ・県企業局事業における電気と水を活用した水素エネルギーの利活用のあり方の研究を推進します。

ケ 再生可能エネルギーと地域の調和の促進

- ・環境影響評価制度の運用や林地開発許可[※]、景観育成基準[※]による審査などにより、環境、防災、景観等に配慮した再生可能エネルギー事業を促進します。
- ・地域と調和した再生可能エネルギー事業の拡大を推進するため、市町村と共に好事例や課題の共有を行うほか、地域との合意形成促進に向けた協議会等への支援を行います。また、市町村の促進区域[※]設定を支援するため、「自然エネルギー信州ネット」と連携して専門人材の紹介などを行います。

1 【コラム】下水道事業における民設民営による消化ガス発電事業

下水の処理過程で発生する消化ガス（消化槽で汚泥を分解・減容化する際に発生するメタン等を主成分としたバイオガス）を有効利用する取組として、2022年（令和4年）10月に諏訪市にあるクリーンレイク諏訪（諏訪湖流域下水道豊田終末処理場）において、消化ガスを燃料とした発電事業を開始しました。

長野県は民間の発電事業者に消化ガスを売却し、発電事業者は発電設備の設置及び発電・売電（国の固定価格買取制度※を活用）を行います。

下水道事業における民設民営による消化ガス発電事業としては、県内初の事例です。



クリーンレイク諏訪 全景
（諏訪湖流域下水道豊田終末処理場）



発電設備
（設備容量：300kW（25kW×12台））

2 3 4 （3）総合的な地球温暖化対策

5 [県民文化部、環境部、産業労働部、農政部、林務部、建設部]

6 ア 産業イノベーションの創出支援

- 7 ・県内製造業によるゼロカーボン関連技術開発を通じた産業イノベーションの創出と、カ
8 ーボン排出量の削減に向けた取組を促進します。（☆）
9 ・脱炭素社会の実現に貢献しうる企業に対する県内への誘致活動を展開します。（☆）
10 ・県工科短期大学校等において、環境エネルギー分野に関する先端技術の知識と実践的技
11 術・技能を持った人材育成に取り組みます。（☆）
12 ・長野県SDGs推進企業登録制度の普及・啓発により、県内企業がSDGs達成を経営
13 の中心に取り入れる中で、再生可能エネルギー利用やゼロカーボンへの意識醸成を図り
14 ます。（☆）

15 イ エシカル消費の促進

- 16 ・消費行動が環境・社会等に与えている影響や環境に配慮した商品等について普及啓発を
17 推進し、エシカル消費の実践を促進します。（☆）

18 ウ プラスチックの資源循環等の推進

- 19
20
21 ・リデュースやリユースによるプラスチック廃棄物の削減、適切な分別回収（リサイクル）、
22 使い捨てプラスチック製品等から環境負荷の低い代替素材への転換（リプレイス）を推
23 進します。
24 ・「信州プラスチックスマート運動」を展開し、県民に対して、3つの意識した行動（意識
25 して「選択」、少しずつ「転換」、分別して「回収」）の実践を呼び掛けます。

また、事業者に対して、信州プラスチックスマート運動の協力事業者制度への登録を促すとともに、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチック等の技術開発・利用促進を呼び掛けます。

- ・長野県ごみ処理広域化・集約化計画の実施により、市町村等の廃棄物処理施設におけるエネルギー効率を高め、未利用エネルギーを活用するとともに、民間の焼却施設の建設に当たっても、未利用エネルギーの活用を呼び掛けます。
- ・事業者が使用するフロン類等の管理を一層促進するとともに、特別な漏出防止等の取組を行う意欲的な事業者との「協定制度」などにより、漏出防止を推進します。
- ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)」(フロン排出抑制法)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)」(自動車リサイクル法)、「特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)」(家電リサイクル法)の適正な執行により、フロン類の確実な回収、破壊を促進し、大気排出を抑制します。

エ 森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進

- ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出*の防止に加えて、二酸化炭素吸収量の維持・増加を図るため、間伐等の森林整備を進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再造林等の更新を行います。(☆)
- ・脱炭素社会の実現に向け、建築物や土木用材、家具など様々な用途での県産材の利用拡大を推進します。(☆)
- ・環境保全活動に熱心な企業と連携し、森林整備を促進します。また、企業の取組を二酸化炭素吸収量で評価・認証します。
- ・「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づき、都市空間に存在する公共施設等の緑化を推進します。(☆)

オ 農業生産現場における取組の促進

- ・営農活動により発生する農地土壌からの温室効果ガスを低減させるため、産地が取り組む環境にやさしい栽培体系への転換に向けた実証・普及、市町村が主体となり行う有機農業産地づくりに係る取組支援等により、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の取組を促進します。
- ・地球温暖化防止に貢献する取組として注目される土壌への炭素貯留について、営農の過程で排出される果樹せん定枝等の未利用有機質資源を活用した取組や、地球温暖化緩和技術の実証と普及を推進します。

カ 気候危機に向けた連携

- ・多様な主体が分野を超えて連携し、共創する場である「ゼロカーボン社会共創プラットフォーム(くらしふと信州)」により、気候危機に立ち向かう行動の輪を拡大します。

キ 気候変動への適応

「気候変動適応法」に基づき設置した「信州気候変動適応センター」において、以下の取組を実施します。

○気候変動の影響把握と将来予測

- ・県内の気象情報を保有する国や県等の機関で構成する「信州・気候変動モニタリングネットワーク※」において、網羅的に気象観測データを収集・統合するとともに、気象観測データのない山岳地等において県独自の観測網を構築するなど、気候変動の実態とその影響に関する調査研究を実施します。

- 1 ・将来の県内における気候変動の影響予測については、国立環境研究所気候変動適応セン
2 ターや気象庁、大学、県の試験研究機関との連携や共同研究により、農業・防災・生態
3 系・健康など県民生活や経済活動に重要な影響を及ぼす分野はもとより、未だ影響が発
4 現していない分野も含めて幅広く実施します。

5
6 **○気候変動影響への適応策の推進**

- 7 ・行政、企業、研究機関等の49機関で設立した「信州・気候変動適応プラットフォーム※」
8 において、気候変動の影響予測・評価や適応策に関する多様なニーズ・シーズを共有し、
9 適応策の検討及び気候変動に適応する製品・サービス・政策の創出を支援します。また、
10 市町村に対しては地域気候変動適応計画策定の支援や情報の提供を行います。(☆)
11 ・気候変動の実態や影響予測などの情報を積極的に発信し、県民とのリスクコミュニケー
12 ション※を強化します。

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

【推進標語】「□□□□□ □□□□□□□ □□□□□」



【施策の方向性】

- 希少な野生動植物や固有性の高い種の保護とともに、多様な生物が生息・生育する環境づくりに取り組みます。
- 多様な主体の連携による自然環境の保全・再生活動を推進します。
- 農地や草原、森林の適切な管理や野生鳥獣被害の防止とともに、生物多様性の保全に配慮した農林業を推進します。
- 自然の恵みを活かして多様な社会課題の解決につなげる取組を推進します。
- 生物多様性や生態系が暮らし・社会・経済の基盤であることを認識できるよう、学びとつながりの場を提供します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備考
生物多様性保全パートナーシップ協定数	17件 (2021年度)	34件 (2027年度)	生物多様性保全パートナーシップ協定の累積締結件数 [現状の協定数の倍増を目標に設定]
自然公園利用者数	2,304万人 (2021年)	3,820万人 (2027年)	県内の自然公園（国立・国定・県立）の年間利用者数 [現状の前5年間の年間利用者数の最大値を上回ることを目標に設定]
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積（認定面積）	49,343ha (2021年度)	50,200ha (2027年度)	多面的機能支払事業及び中山間地農業直接支払事業における活動面積 [整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定]
民有林の森林整備面積 【再掲】	検討中 (●年度)	検討中 (2027年度)	森林整備（間伐・造林・下刈り等）を実施した面積 [長野県森林づくり指針（策定中）の目標に基づき設定]

（1）生物多様性の保全

[環境部、林務部]

ア 多様な動植物の保全対策

- ・豊かな自然を守るための関心や理解を深める基礎的な指標とするため、「長野県版レッドリスト」について、生息状況や環境の変化を踏まえ、適期に調査を実施して改訂します。
- ・生物多様性の状況について、環境保全研究所を中心に大学や民間研究機関等とも連携し、科学的な調査・分析により、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定に向けた取組を支援します。
- ・県内外の企業等から技術・人材・資金の支援を受けて協働する「生物多様性保全パートナ

- ・「一シブ協定」を締結し、多様な主体との連携による生物多様性の保全を推進します。
- ・県内で活躍する団体・NPO、自然観察インストラクター※、希少野生動植物保護監視員※や自然保護レンジャー※等と連携し、身近な生物の生息状況や生息環境について情報収集を行うとともに、危機が及ぶ恐れがある場合には、早急な対策に取り組みます。
- ・生物多様性の重要性や価値を県民や事業者が理解を深められるよう、総合的な情報を広く発信する体制を整備し、保全意識を醸成するための普及啓発に取り組みます。
- ・「長野県希少野生動植物保護条例」に基づき、種の指定や保護回復事業計画を策定するとともに、計画策定後の評価・検証により、希少野生動植物の保護に取り組みます。
- ・県内の自然保護団体や環境に関心のある企業等のネットワークである「生物多様性ネットワークさずな」との協働等により保護活動団体の交流の場をつくり、企業、研究者、行政等の連携を推進します。
- ・「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）」に基づく「地域連携保全活動支援センター」として生物多様性に係る地域連携のための情報提供・助言を行います。

イ 外来種対策の推進

- ・人の健康、生態系、農林水産業に与える影響の大きい外来種を中心に現状を把握し、駆除方針の策定や効率的な防除等の対策を推進します。
- ・外来種の生態や駆除技術等の知識を普及し、地域の主体的かつ継続的な駆除活動を国や市町村との連携により支援します。
- ・他の県とまたがる高山帯や、県境を越えて移動する外来種対策にあたっては、国・他県との連携のもと効率的な施策を推進します。
- ・工事の緑化の際に、特に環境への配慮を必要とする場所においては、植物の種子を含まない無種子タイプの資材を用いることにより、周辺に自生する植物の自然侵入と定着を促し外来植物による影響を軽減します。

【コラム】ライチョウ目撃情報投稿アプリ「ライポス」

ライチョウは本県の自然豊かな山岳環境の象徴であり、登山者にも人気の鳥です。しかし、2015年（平成27年）の長野県版レッドリストの改訂では、絶滅危険度のランクが上昇しました（絶滅危惧Ⅱ類→ⅠB類）。さらに、地球温暖化の影響により、今世紀末には生息環境がほぼ消滅する可能性があるなど、絶滅の危険性が高まっています。

効果的なライチョウ保護対策を講じるためには、ライチョウの生息状況を正確に把握する必要があります。

生息状況を把握する際は、専門家等による調査だけでなく目撃情報も重要なデータとなることから、県では、登山者をはじめ様々な方から目撃情報を収集できるよう、スマートフォンで手軽に目撃情報を投稿できるアプリ「ライポス」を開発し、運用しています。

投稿された目撃情報は、今後のライチョウ保護対策を検討する上で、重要な基礎データとして活用します。



（２）自然環境（生態系）の保全

〔企画振興部、環境部、産業労働部、観光部、農政部、林務部、建設部〕

ア 自然が有する多面的な機能の向上と活用

- ・2021年（令和３年）６月のG7サミットで合意された「30 by 30」の目標に向け、保全地域の把握・掘り起こしや御嶽山の国定化に取り組みます。
- ・本県の豊かな観光資源でもある草原の環境の維持、再生活動を促進します。（☆）
- ・地域住民自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を推進します。
- ・企業によるCSR活動としての森林整備への協力、山村と都市との交流、都市と山村の二地域居住など、多様な主体が様々な形で森林や山村に関わり、地域の活性化に貢献するような仕組みづくり・人づくりを推進します。（☆）
- ・森林セラピー®や森林環境教育などの森林の多様な利活用を推進するための人材育成や、NPO等の団体活動、企業連携、創業など、森林の利活用に関する活動を支援します。（☆）
- ・農山村において、棚田やため池などの地域固有の景観の成り立ちを踏まえ、それらを継承した整備や維持管理により景観を保全します。
- ・棚田や農業用水路等が有する美しい景観などの魅力を発信するとともに、棚田の保全活動を支援し地域の活性化を進めます。（☆）
- ・国土利用計画等の策定にあたっては、生物多様性の保全に配慮する方針を反映します。
- ・都市計画にあたっては、都市計画区域マスタープランに「自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針」として、生物多様性の保全に配慮する方針を示します。
- ・道路や河川・砂防施設の建設にあたっては、環境に配慮した整備を推進します。
- ・河川の整備などにおいて、親水性に配慮した護岸工法等を採用するなど、野生生物の生息・生育環境に配慮した整備を行うとともに、より親しみやすい水辺整備を推進します。
- ・整備の遅れが顕著な集落周辺の里山において森林整備と治山施設整備を一体的に実施し、山地災害防止機能を高めるなど災害に強い森林づくりに取り組みます。（☆）

【コラム】ワンヘルス（One Health）

全世界に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症のほか、狂犬病やエボラ出血熱などの人と動物の双方に感染する「人獣共通感染症」は、人口増加、森林開発や農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等がもたらす人と動物との関係性の変化により、元来、野生動物が持っていた病原体が、様々なプロセスを経て人にも感染するようになったと考えられています。人獣共通感染症が人から人に感染した場合、多くの人々が免疫を持たないため、大規模な世界的流行（パンデミック）となり人類に甚大な危害を及ぼしてきました。

「ワンヘルス（One Health）」とは、「人と動物の健康と、環境の健全性是一つである」という考えです。人と動物（家畜、愛玩動物、野生動物の別を問わない全ての動物）の健康と、環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり強く影響し合う一つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守ることが、新たな人獣共通感染症の予防につながると考えられています。

イ 持続可能な農林業の推進

○農業・農村の振興

- ・産地が取り組む環境にやさしい栽培体系への転換に向けた実証・普及、市町村が主体となり行う有機農業産地づくりに係る取組支援等により、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の取組を促進します。
- ・安全安心で持続的な農業につながるGAP（農業生産工程管理）の考え方に基づく農家指導等による安全安心な農産物生産や、マーケットニーズに応じた国際水準GAPの認証取得を推進します。
- ・地域で古くから伝承されてきた野菜の品種特性や食文化を調査し、「信州の伝統野菜」として選定し、周知と保存、伝承を図ります。
- ・農地や農業用水路等の地域資源や農村環境を保全し、着実に次代に継承するため、地域ぐるみの共同活動として行う保全管理活動を支援します。
- ・中山間地域で積極的に農業生産活動を行う農業者などの活動を支援するとともに、農業生産基盤や生活環境基盤の整備を推進します。
- ・農業用水路やため池などの整備に当たっては、「長野県農業農村整備環境対策指針」等に基づき、自然石や木材等の活用により、農村景観や生態系の保全などの周辺環境との調和に配慮します。
- ・水路や耕作放棄地を含む農地の整備にあたり、市町村、農業者及び地域住民と協議し保全体制が整った場合は、ビオトープとしての整備を行います。
- ・地域の協議により、農地については、可能な限り農業上の利用が行われることを基本としつつ、農業上の利用が困難である農地については、保全管理や林地としての適正な利用を進めます。

○林業の振興

- ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再造林等の更新を行います。
- ・森林の多面的な機能を維持し、将来にわたる森林整備が継続できるよう林業に対する労働力の確保を進めるとともに、総合的な視野で地域の森林づくりや林業を牽引する人材を育成します。(☆)
- ・集落周辺の里山林では、零細な森林所有者が多いため、地元自治会等の協力を得ながら施業の集約化を行い、地域のニーズや森林の現況に応じた森林整備を推進します。
- ・災害に強い路網整備を推進するとともに、林道のデジタル情報収集調査を進めます。
- ・県内の豊かな森林資源を活かし、木造住宅や公共建築物、土木用材等への県産材利用を進め、家具・木質バイオマス等の様々な用途への利活用を図ります。また、品質や性能の高い県産材製品を安定的に供給するための生産及び加工流通体制の整備等を促進します。(☆)

○野生鳥獣による被害抑制

- ・野生鳥獣の生息数の増加や生息地域の拡大に伴う農林業への被害や自然環境への影響を軽減するため、実態調査に加え、鳥獣の生息域と集落とを区分する緩衝帯の整備、防護柵の設置や忌避剤^{*}の塗布など地域の実情に応じた被害防除対策に取り組みます。
- ・地域の農林業や自然環境に大きな脅威となっているニホンジカなどの野生鳥獣について、広域的な捕獲を推進し、適正な個体数の管理を図ります。
- ・減少している狩猟者の育成・確保を図るため、市町村や猟友会等と協力して、新規狩猟者確保のための取組を支援します。
- ・捕獲された野生鳥獣の有効活用を図るため、食肉処理施設の充実に向けた支援等を行う

とともに、関係部局連携の下、安全でおいしい信州ジビエ[※]の供給体制の確保と需要の創出を図ります。

(3) 自然とのふれあいの推進

[県民文化部、健康福祉部、環境部、観光部、林務部、建設部、教育委員会]

ア 自然公園・自然環境保全地域[※]等の適切な管理

- ・御嶽山の国定公園化や、各県立自然公園における地域会議による協働型管理運営を進めるとともに、自然環境の保全が必要な地域として指定されている「自然環境保全地域」や「郷土環境保全地域[※]」について、地域に応じた保全活動を推進します。
- ・自然環境の保全のため、自然保護レンジャーによる動植物保護、施設の適正利用等の啓発や美化活動に取り組みます。

イ 自然公園の整備と利用促進

○登山道・トイレ・道標等の整備

- ・美しい豊かな自然環境や風致景観を保全するとともに、保全とのバランスを考慮した適正かつ質の高い利用整備を進めます。
 - ・「山岳の環境保全及び適正利用の方針[※]」に基づき、山域ごとの行政・山小屋関係者等による連絡調整会議において取組や課題等を共有して、地域の実情に応じ整備が必要な箇所を中心に登山道の整備を進めます。
 - ・山岳環境の保全のため、環境配慮型トイレの導入を進めます。
 - ・自然公園の利用増進のため、ユニバーサルデザイン[※]の視点を取り入れ、高齢者等でも利用しやすい登山道の整備、国際化に対応するための多言語表記の道標の整備を進めます。
- (☆)
- ・民間企業からの寄附金や企業版ふるさと納税等を活用し、登山道の整備等を推進するとともに、豊かな自然環境の保全に取り組みます。

○自然公園施設の機能強化

- ・自然公園施設（自然保護センター及びビジターセンター）への指定管理制度の導入等により、効率的な運営を図るとともに、民間のノウハウを活用し魅力ある体験プログラム提供等を促進します。
- ・自然や文化を学び体験することにより、その価値や大切さの理解によって保全につながっていくことを目指すエコツーリズム[※]を推進します。(☆)

ウ 自然体験活動の推進

- ・里山、河川、都市公園など身近にある自然を利用した学習会や自然観察会等を開催し、自然の役割や魅力、そこに生息する生物への理解を深め、自然を大切にする意識を育てます。
 - ・本県の自然環境の価値や魅力を森林における体験活動等により実践的に伝えられる団体や地域を増やし、全国に長野県を舞台とした自然活動を広げます。
 - ・豊かな自然環境を活用し、屋外を中心とした体験活動を積極的に行う県内の保育・幼児教育施設等を県が独自の基準で認定する「信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度」の運用により、幼児期の子どもの豊かな育ちを推進します。(☆)
 - ・森林セラピー[®]や森林環境教育などの森林の多様な利活用を推進するための人材育成や、NPO等の団体活動、企業連携、創業など、森林の利活用に関する活動を支援します。
- (☆)
- ・里山や河川敷など地域の身近な自然を活かしたウォーキング・コースや健康イベントの

- 1 紹介等を通じ、地域での体を動かす取組、健康づくりの取組を支援します。(☆)
- 2 ・本県の雄大な自然を活用し、少年自然の家において、様々な年齢の小中学生が野生動植
- 3 物の特徴等についての体験を通じた学びや交流を行う自然体験キャンプを実施すること
- 4 で、子どもたちの自主性や社会性のほか、様々な課題を友と協力しながら乗り越える力
- 5 を育みます。(☆)
- 6 ・県内の豊かな自然環境を活かした「登山」や「スキー」等のアウトドア観光の推進とともに、
- 7 登山などを安全に楽しめるよう、遭難の未然防止を含めた安全登山等の取組を進め
- 8 ます。(☆)
- 9

4 水環境の保全

【推進標語】「□□□□□ □□□□□□□ □□□□□」



【施策の方向性】

- 水源の涵養機能^{かん}を高め、水資源の保全を推進するとともに、適正な利活用との調和を図り、健全な水循環の構築を進めます。
- 良好な河川・地下水の水質を保全し、湖沼の水質の改善を進めるとともに、自然災害に対する防災・減災対策に取り組み、安心安全な水環境の保全を進めます。
- 親しみやすい水辺環境の整備や生態系保全の取組を進めるとともに、人々の水への関心をより一層高めます。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備考
河川環境基準達成率	100% (2021年度)	100% (2027年度)	主要河川71地点の環境基準(BOD)達成地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
湖沼環境基準達成率	40.0% (2021年度)	60.0% (2027年度)	主要湖沼15地点の環境基準(COD)達成地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
污水处理人口普及率	98.2% (2021年度)	99.3% (2027年度)	下水道、農業集落排水、浄化槽等、污水处理施設の普及人口の割合 [長野県「水循環・資源循環のみち2022」構想の目標に基づき設定(策定中)]
民有林の森林整備面積【再掲】	検討中 (●年度)	検討中 (2027年度)	森林整備(間伐・造林・下刈り等)を実施した面積 [長野県森林づくり指針(策定中)の目標に基づき設定]

(1) 水源の涵養^{かん}と適正な利活用

[環境部、産業労働部、農政部、林務部、建設部]

ア 水収支の把握

- ・ 市町村ごとの水収支解析や課題等を整理した水資源実態調査及び市町村が実施している地下水位調査等の情報の活用等により、県内の水資源の状況を定期的に把握するための仕組みづくりを検討します。
- ・ 市町村と連携し、流域内の水循環が保たれるよう、水源の保全・涵養^{かん}、生活用水、農業用水、工業用水等を適正に利活用する取組を進めます。

イ 地下水の涵養^{かん}

○森林

- ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再造林等の更新を行います。
- ・公的な管理や整備が必要な森林は、その機能に応じた保安林の指定を進め、適切な整備・管理を推進します。
- ・都市部の自治体や企業等と地域を結び付け、森林の活用と交流を通じた地域活性化のための契約の締結を支援します。(☆)

○農村部

- ・農業水利施設などの農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農業者や施設管理者、地域住民が一体となった保全管理活動を支援し、将来にわたる維持管理体制の構築に取り組みます。
- ・地下水涵養^{かん}などの農業農村の持つ多面的機能を維持するため、日本型直接支払制度[※]等を活用し、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画による地域ぐるみの共同活動により、農地の保全と有効利用を推進します。

○都市部

- ・河川整備に当たっては、周辺の地下水位に影響を及ぼさないよう配慮します。
- ・雨水貯留タンクや雨水浸透ます等地下浸透設備の設置について、一般家庭、事業場及び公共施設への普及を推進します。

ウ 水源地域の保全

- ・「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域の指定と同地域における土地取引の事前届出制により、水資源の保全に取り組みます。
- ・「長野県水環境保全条例」に基づき、水道の水源を保全するため、特に必要な区域を水道水源保全地区として指定し、良好な水質の保全に取り組みます。
- ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再造林等の更新を行います。
- ・水源地や湧水・井戸の見学会等により地域の水資源と水の大切さに対する理解を深めるとともに、下流域住民による上流域地域での水資源保全活動及び交流等により、都市部の水瓶ともなっている本県の水資源保全の取組を進めます。

エ 水資源の適正な利活用

- ・河川の水量は、農業、発電、水道などの利水のほか、水質、水生生物、景観などに影響を及ぼさないよう、渇水時に確保すべき流量を維持します。
- ・大雨や短時間強雨時の河川流量の増大による防災・減災対策を進めるほか、少雨等による河川流量の減少時の適切な水の利活用など、河川流量の変動に応じた取組を進めます。
- ・許可水利権[※]について、更新時に適正な取水量であるか確認します。また、慣行水利権[※]について、許可水利権への切替えを指導し、取水量の把握に努めます。
- ・「長野県水道ビジョン」に基づき、水道水源保全対策の強化や水質管理水準の向上等により、安心安全な水道水の供給に取り組みます。
- ・事業活動に地下水の利用を望む企業に対し、市町村や商工支援機関等と連携しながら地下水量の情報を提供するとともに、地下水の過剰採取による周辺環境への影響に配慮しながら、地域ごとの特性・地域資源を活かした企業立地を促進します。(☆)

（２）安心安全な水の保全

[健康福祉部、環境部、農政部、林務部、建設部]

ア 水質監視

- ・主要な河川及び湖沼について、毎年度、「水質汚濁防止法」に基づき水質測定計画を定め、国及び「水質汚濁防止法」の政令市である長野市及び松本市並びに独立行政法人水資源機構とともに水質常時監視を実施します。
- ・ゴルフ場が設置されている流域の河川において、施設の立地や農薬の使用状況等を考慮し、水質測定を実施します。
- ・水質測定計画に基づき、地下水の概況調査及び継続監視調査を実施します。
- ・水質汚濁事故発生時には、関係する水道事業者へ連絡するとともに、消防・市町村等関係機関と連携して被害拡大を防止します。また、一般家庭等に対して、市町村・消防署の関係機関と連携し、油類や農薬等の漏えい防止の啓発を行います。
- ・毒物劇物を取り扱う事業場に対し、毒物劇物の管理体制の徹底を指導し、水質汚濁事故の未然防止に取り組みます。

イ 発生源対策

○特定汚染源※

（ア）生活排水対策

- ・下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の生活排水対策を推進し、污水处理人口普及率の向上と下水道接続促進による快適な生活環境の向上を図ります。また、処理施設の計画的な改築更新、耐震化・耐水化、長寿命化対策、統廃合及び維持管理の広域化・共同化などを進め、将来にわたって持続可能な生活排水事業を維持します。
- ・単独処理浄化槽からの転換を含め合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、法定検査の受検率向上を図るなど必要な維持管理の確実な履行を確保します。

（イ）事業場排水対策

- ・「水質汚濁防止法」及び「良好な生活環境の保全に関する条例」に基づき、特定事業場に対し、適正な排水処理施設の設置及び維持管理の徹底により、排水基準を遵守するよう監視指導を行います。特定施設が新たに設置される場合には、法令、条例に基づき、届出や排水の適正な処理を指導します。
- ・工場や事業場における地下水汚染を未然に防止するため、「水質汚濁防止法」の有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を有する特定事業場に対して立入検査を実施し、構造基準の遵守や定期点検の実施等を指導します。

（ウ）その他の汚染源対策

- ・地下水の概況調査において、汚染を発見したときは、井戸所有者に飲用指導を行うほか、周辺地区調査を実施し、地域住民への周知、汚染原因の究明調査を行います。汚染原因が特定されたときは、原因者に汚染拡散防止措置の実施等必要な指導を行います。
- ・国の内水面養殖管理指針に基づき水産試験場が適正な飼育管理等について、養殖事業者を指導します。
- ・県及び市町村・ＪＡ等関係機関で組織する「家畜排せつ物及び臭気対策等支援チーム」による巡回指導を継続し、家畜排せつ物の適正な処理を推進するとともに、たい肥などバイオマスの利活用を図ります。

○非特定汚染源

- ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を

- 進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再造林等の更新を行います。
- ・化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上削減して栽培を行う「信州の環境にやさしい農産物認証」への取組支援や、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）」（通称「みどりの食料システム法」）に基づき化学肥料・化学合成農薬の使用低減等に取り組む農業者の認定などを通じ、生産者の意識啓発を行います。
 - ・道路及び側溝等の清掃活動等により汚濁負荷を削減します。

ウ 河川・湖沼の浄化対策

- ・植生水路の設置による栄養塩類^{*}の除去等により、河川環境への負荷を軽減します。また、ヨシや水草等の水生植物及び周辺環境の維持管理について、地元住民の協力を得るなど、地域との協働を図ります。
- ・従来の水質規制のみにとらわれない、水産・観光資源としての利活用を含めた「豊かな水環境」への大きな転換期にある中で、湖沼の類型指定を必要に応じ適切に見直し、水環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・諏訪湖については、湖沼水質保全計画をはじめとする関連計画を一体的にまとめた「諏訪湖創生ビジョン」に基づき、生態系の保全や水辺整備等と併せて水質保全対策を推進します。
- ・野尻湖については、地域住民や関係機関と連携して水質の保全に努めるとともに、水草繁茂の可能性等を勘案し、湖沼の自然環境の保全に取り組みます。

エ 水に関する災害対策

- ・防災事業を計画的に実施することにより、水害等の自然災害に対する防災・減災対策を推進します。
- ・「長野県水道ビジョン」に基づき、水道施設の耐震化の推進及び危機管理体制の強化により、持続的な水道水の供給体制を確保する取組を進めます。

（３）親しみやすく生物を育む水辺環境の創出

[環境部、農政部、建設部]

ア 親水性に優れた水辺づくり

- ・河川が本来有している生物環境及び多様な河川景観を保全・創出するとともに、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮した河川改修事業を実施し、より親しみやすい水辺整備を推進します。
- ・砂防事業については、現地発生材料を利用した工法の採用や「長野県建設部公共事業環境配慮指針」に基づき、溪流生態系の連続性が確保できる透過型えん堤を採用する等環境や動植物への影響を低減する取組を進めます。
- ・「諏訪湖創生ビジョン」に基づき、地域住民、関係機関と連携し、諏訪湖の水質保全や生態系保全、観光振興の取組を進めるとともに、自然環境に配慮した水辺整備、サイクリングロードの整備等を行います。（☆）

イ 水辺における生態系の保全

- ・河川等の整備に当たっては、上下流の河床の連続性の確保を図り、地域の生態系を保全します。
- ・農業用水路やため池などの整備に当たっては、「長野県農業農村整備環境対策指針」等に基づき、自然石や木材等の活用により、農村景観や生態系の保全などの周辺環境との調和に配慮します。
- ・アレチウリ等に係る駆除指導者研修会を開催し、外来種対策の推進と水辺の希少な動植物の保全に取り組みます。
- ・水産資源の持続的な利用を図るため、「長野県漁業振興計画」に基づき、水産資源に関する調査・研究や外来魚・カワウ等魚食性鳥類による食害防止対策等を実施します。

ウ 水辺の環境保全活動等の推進

- ・水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるとともに、水辺空間を快適に利用できるように河川愛護団体等、地域住民、施設管理者、行政機関が一体となって、維持管理活動や景観保全活動に取り組みます。
- ・農業用水路やため池などが持つ多面的機能について、県民等の理解を深めながら、施設管理者や農業者、地域住民等が一体となった維持管理活動を支援します。
- ・水の日、水の週間、河川愛護月間等の普及啓発月間（週間、旬間）を中心に、各種イベントや広報活動を通じて水環境保全に対する意識を高め、美化活動を推進します。
- ・環境省選定「名水百選※」及び県選定「信州の名水・秘水※」をはじめ、地域の誇りとして住民に守られてきた湧水等について、情報発信を行い、県民等の水環境保全の意識を高めるとともに、地域の水に関する文化を継承していくための取組を行います。

【コラム】諏訪湖創生ビジョン

諏訪湖のあるべき将来像を実現するため、県、市町村、地域住民、企業等が協働し、上流域や下流域を含めた地域が一体となって諏訪湖を創生するための拠りどころとして、水質保全、水生生物、水辺整備、まちづくりなどの諏訪湖に係る様々な計画を取り込んだ「諏訪湖創生ビジョン」を2018年（平成30年）に策定し、官民協働で取り組んでいます。

環境保全の取組の一つとして、諏訪湖で大量繁茂している水草「ヒシ」の手作業による除去を行い堆肥化し、完成した堆肥を地元小中学校等に配布しています。

ヒシは上流域から流入する栄養塩類を吸収して水質を改善する効果があり、焼却せずに堆肥化して流域内で活用することで、二酸化炭素の排出削減及び資源の地域循環につながるとともに、学校の畑や花壇等での利用を通じて、児童・生徒の環境保全や資源の地域循環に対する理解を深めることにつながると考えています。

このほか、諏訪湖のごみの現状を明らかにするとともに関心を高め流域内のごみの発生抑制につなげる「諏訪湖まるまるゴミ調査」、10月1日の「諏訪湖の日」に関連する各種イベントの開催や、諏訪湖に生息する希少トンボ「メガネサナエ」のモニタリング調査等、様々な取組を展開しています。



手作業によるヒシ除去作業



小中学校等へのヒシ堆肥の配布



諏訪湖まるまるゴミ調査

1 (4) 水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進

2 [環境部]

3 ア 水環境保全に係る調査・研究の推進

- 4 ・水環境保全に係る調査研究を効率的かつ効果的に実施するため、諏訪湖環境研究センタ
5 ー（仮称）を整備します。
- 6 ・科学的知見に基づいた水環境施策を推進するため、諏訪湖環境研究センター（仮称）に
7 おいて、県内河川湖沼の水質保全や生態系保全に関する調査・研究をはじめ、マイクロ
8 プラスチックの影響などの新たな課題にも取り組むとともに、大学や国の研究機関と連
9 携した共同研究等を進めます。
- 10 ・気候変動による水環境への影響の把握に努め、国等での動向も踏まえつつ必要な取組を
11 進めます。

12
13 イ 水環境保全に係る情報発信・学び等の推進

- 14 ・県民をはじめとする多くの人々の水環境に係る学びを支援し水環境保全意識を高めるた
15 め、諏訪湖環境研究センター（仮称）において、調査・研究の内容に加えて、その他の
16 水環境保全に関する幅広い情報を県内外にわかりやすく発信します。
- 17 ・諏訪湖環境研究センター（仮称）を中心に、市町村、国機関、大学、民間企業、地域住
18 民等様々な機関が実施する水環境保全に係る取組を総合的に推進します。
- 19

5 大気環境等の保全

【推進標語】「□□□□□ □□□□□□□ □□□□□」



【施策の方向性】

- 大気環境の常時監視により汚染状況を正確に把握するとともに、発生源に対する監視・指導により、清浄な大気環境の維持を図ります。また、騒音・振動・悪臭を防止するため、騒音などの実態把握を進め、良好な生活環境を保全します。
- ダイオキシン類などの有害化学物質の状況について、調査・監視により状況を把握し、環境汚染や県民の健康への影響を防止します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備考
大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100% (2021年度)	100% (2027年度)	大気常時監視局の大気汚染物質の環境基準達成率 [過去の達成率を基に設定]
有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準等達成率	100% (2021年度)	100% (2027年度)	有害化学物質等の環境基準や指針値達成割合 [過去の達成率を基に設定]

(1) 清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保

〔健康福祉部、環境部、観光部、林務部、建設部〕

ア 大気環境の監視等

- ・市街地や交通量の多い道路周辺などにおいて、「大気汚染防止法」に基づく大気汚染物質等の常時監視を行い、測定結果を迅速に公表します。
- ・光化学オキシダント等による大気汚染が判明した際には、注意報の発令や発生源に対する排出抑制など迅速に対応します。
- ・ばい煙発生施設や一般粉じん発生施設など、大気汚染物質の発生源に対する立入検査を実施し、状況に応じて改善措置等の指導を行います。
- ・県内に移流する大気汚染物質の削減に向けて、関東地域各都県との広域的な連携による微小粒子状物質（PM_{2.5}）及び光化学オキシダントの発生源寄与の解明を進めます。
- ・地域間をつなぐ道路の整備や渋滞対策等の推進により自動車交通を円滑化するとともに、稼働率の高い商用車への次世代自動車の普及について検討・推進するなど走行時の環境負荷が低い交通手段への転換を効果的に促進し、大気汚染物質の発生抑制に取り組みます。

イ アスベスト（石綿）対策

- ・一般環境での大気中アスベスト濃度を観測し、アスベストの飛散実態を把握します。
- ・今後増加が見込まれるアスベスト使用建築物の解体工事等、特定粉じん排出等作業※を行

う事業者への立入検査により作業基準の遵守等の指導を行い、飛散防止の徹底を図ります。また、必要に応じて事業場周辺の環境モニタリング調査を行い、適正処理の徹底と安全の確保を図ります。

ウ 騒音・振動・悪臭の防止

- ・騒音・振動・悪臭に関して市町村などの実情に応じて環境基準の類型指定や規制地域の指定を行い、生活環境の保全を図ります。
- ・騒音・振動・悪臭の環境保全対策について、市町村職員を対象とした講習会を開催するなど市町村への技術的支援を行います。
- ・道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況把握に努め、必要に応じて施設管理者へ改善を求めます。

エ 光害(ひかりがい)対策等

- ・信州の美しい星空を守るため、「良好な生活環境の保全に関する条例」及び「光害対策ガイドライン※」に基づき、光害の防止を推進します。
- ・多くの県民が本県の星空の美しさと清浄な大気環境を再認識できるよう、2017年（平成29年）10月に環境省から発表された新たな星空観察手法による県内各地の観測データの蓄積を図ります。
- ・星空観察など信州の美しい星空を活かした県内の取組を支援し、誰でも楽しんでいただける旅行商品造成の促進に取り組むとともに、県内各地の星空観光の魅力を全国に向けて発信します。(☆)

オ 放射能対策

- ・県内6か所（長野市、松本市、飯田市、諏訪市、大田市、飯山市）に設置したモニタリングポストにより空間放射線量の常時監視を行うとともに、モニタリングポストが設置されていない地域（佐久市、上田市、伊那市、木曽町）では、簡易測定器（NaIシンチレーション式サーベイメータ※）により、定期的な測定を実施します。
- ・県民の安心安全の確保のため、県内産の林産物、野生獣肉及びミネラルウォーターについて、定期的に県独自の放射能測定を実施します。

【コラム】光害（ひかりがい）の防止

光害（ひかりがい）とは、照明の設置方法や配光が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なために起こる様々な影響を指します。屋外照明の光が住居内に入ることによって不眠や不快感の原因になるなど人の生活への影響や、信号等が見えにくくなるなど交通への影響のほか、動植物の生息や生育への悪影響や、街が明るくなることで星空が見えにくくなるなど、自然環境への影響もあります。

長野県では2019年（令和3年）10月に「公害の防止に関する条例」を一部改正し、「良好な生活環境の保全に関する条例」に改名するとともに、光害の防止について規定しました。屋外で照明器具を設置・使用する際に、①光の量を最小限に抑えること、②照射の対象の範囲の外に漏れる光をできるだけ少なくすること、③照明が不要な時間帯には積極的に消灯することに努めることや、本県の貴重な財産である星空環境の保全に特に配慮することを定め、サーチライト使用の原則禁止を規定しています。



光害防止の啓発用チラシ

1 (2) 化学物質による環境汚染の防止と対策

2 [環境部]

3 ア ダイオキシン類対策

- 4 ・大気・水質・土壌環境中のダイオキシン類濃度の調査を実施し、汚染状況を把握します。
- 5 ・廃棄物焼却施設に対して年1回以上の測定を義務付けているダイオキシン類の測定状況
- 6 を確認し、その結果を公表します。
- 7 ・過去に基準超過のあった焼却施設や近隣から苦情等がある施設を重点的に監視・指導し、
- 8 必要に応じて排ガス中のダイオキシン類の行政検査を実施して排出基準の遵守状況の把
- 9 握に努めます。

10

11 イ その他の化学物質対策

- 12 ・P R T R[※]の円滑な運用により、化学物質の環境への排出量を把握し、その結果を公表す
- 13 るとともに、事業者の自主的な管理を促進します。
- 14 ・未規制化学物質の環境中における残留調査を行い、環境汚染の実態を把握します。
- 15

6 循環型社会の形成

【推進標語】「□□□□□ □□□□□□□ □□□□□」



【施策の方向性】

- 3 R（ごみを減らす、繰り返し使う、再生して利用する）に、使い捨てプラスチック製品等から植物性由来など環境にやさしい素材・製品への転換という意味の「リプレイス」を加えた 4 R に取り組みます。
- 災害により発生する災害廃棄物、感染症の影響による生活様式の変化に伴うごみの増加、高齢者等でごみ出しが困難な方への支援など、様々な課題に対し、関係者と連携して取り組みます。
- 廃棄物分野における CO₂ 排出抑制のため、化石燃料由来のプラスチック焼却量の低減、熱エネルギーの有効利用など 2050 ゼロカーボンに向けた取組を進めます。
- 廃棄物の排出事業者や処理業者、廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理に対する監視指導を強化し、廃棄物の適正処理を推進します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備考
一般廃棄物総排出量 （注）括弧内は 1 人 1 日当たりのごみ排出量	611 千トン (807g/人日) (2020 年度)	583 千トン (790g/人日) (2025 年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出量及び 1 人 1 日当たりの排出量 〔長野県廃棄物処理計画（第 5 期）の目標に基づき設定〕
産業廃棄物総排出量	4,482 千トン (2018 年度)	4,482 千トン (2025 年度)	県内で排出された産業廃棄物総排出量 〔長野県廃棄物処理計画（第 5 期）の目標に基づき設定〕
一般廃棄物リサイクル率	21.4% (2020 年度)	20.0% (2025 年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出量のうち再資源化した量の割合 〔長野県廃棄物処理計画（第 5 期）の目標に基づき設定〕

（1）廃棄物の 4 R の推進

〔県民文化部、健康福祉部、環境部〕

ア 4 R の推進

○一般廃棄物の発生抑制の推進（リデュース）

- ・ ごみの減量や食品ロス削減に関する情報等を集約して発信する専用サイト「信州ごみげんねっと」により、食べ残しを減らそう協力店や、信州プラスチックスマート運動協力事業者の取組事例、県内市町村で開催されるイベント情報を掲載します。
- ・ 「信州プラスチックスマート運動」を通じ、社会全体の過剰包装の削減等に向けて、ストローや使い捨てスプーン等、不要なものは断る「意識して選択」を呼びかけます。
- ・ 家庭での食品ロスや、宴会等の外食における食べ残しの削減を呼びかけます。

- ・事業系の食品ロスを減らすため、食品ロス削減に取り組む店舗等を増やすとともに、循環型社会形成推進功労者表彰制度により、食品ロスの削減等に顕著な実績を上げている店舗・事業者を表彰します。
- ・家庭で不用な食品や規格外等の食品をフードバンク等へ提供するフードドライブを推進し、食品ロスを削減するとともに、生活困窮者等への支援を図ります。(☆)
- ・県内事業者や県民に対し、災害備蓄食料の確認及びフードドライブの活用を呼び掛けるとともに、県内市町村にフードドライブ等の協力を呼びかけます。(☆)
- ・小売事業者と連携し消費期限・賞味期限間近な食品購入を呼びかけます。
- ・優良事例の紹介や技術情報の提供等を行い、市町村等が取り組む様々なリサイクルを推進します。
- ・地域の実情に応じた方法による分別収集やその利活用について、先進事例の紹介等情報提供を行い、課題等について、市町村とともに研究します。
- ・市町村がごみ処理（ごみ袋）の有料化を検討するための技術的助言を行います。

○産業廃棄物の発生抑制の推進（リデュース）

- ・多量排出事業者*及び準多量排出事業者*の廃棄物処理計画制度の周知に努めるとともに、計画の策定・実施に関する指導を通して、排出事業者における発生抑制などの計画的な取組を支援します。また、提出された処理計画及び実施状況をもとに、年度ごとの排出量の推移や業種別の排出状況の傾向などの分析を進め、排出事業者の減量化に向けた取組に対し、効果的な情報提供を行うなどの支援に努めます。
- ・廃棄物の発生抑制等に関する研修会の開催等により、排出事業者による4R、拡大生産者責任などに関する取組を支援します。
- ・事業者向けのセミナー等により、長野県産業廃棄物3R実践協定の周知を行い同協定の締結事業者数を拡大するとともに、締結事業者における4Rの取組水準の向上を図ります。
- ・環境負荷の軽減に配慮した事業活動を行う排出事業者の先駆的な優良取組事例を紹介し、排出事業者の発生抑制の意識啓発を図ります。

【コラム】地域におけるプラスチックスマートの推進

全県に先駆けて、南信州地域では1985年（昭和60年）頃から地域の小売店や消費者の会、市民グループがレジ袋削減やマイバッグ普及などを始め、次第に地域全体の気運が高まり、2008年（平成20年）7月に圏域で唯一の「南信州レジ袋削減推進協議会」を設立し、2009年（平成21年）2月から協議会登録111店舗が一斉にレジ袋削減を開始しました。

その後、海洋プラスチックごみが世界的に問題となるなか、2020年（令和2年）7月の全国一斉のレジ袋有料化を契機として、同年10月「南信州プラスチックスマート推進協議会」に改称しました。海なし県から下流域にも影響を及ぼすプラスチックごみの削減に向けて、街頭啓発や、児童・生徒向け啓発用学習動画の制作と管内全小中学校等への配布、静岡県浜松市遠州灘海岸への環境学習ツアーなどの活動を行っています。



児童・生徒向け啓発用学習動画



環境学習ツアー

○再使用の推進（リユース）

- ・「信州プラスチックスマート運動」を通じ、マイバック、マイボトルの使用が更に増えるように、普及啓発に努めます。
- ・県内市町村で開催されているリユースイベントやフリーマーケットの利用者を増やすため、市町村等と連携して広報を行います。
- ・民間団体等が実施する学用品等のリユースの取組を普及・拡大し、まだ利用できる学用品等の廃棄を削減します。(☆)

○再生利用の推進（リサイクル）

- ・大量廃棄型社会からの転換と循環型社会の形成のために、事業者、国民、行政（国、都道府県、市町村）が、それぞれの役割の下に各種リサイクル法を推進します。
- ・長野県分別収集促進計画に基づき容器包装廃棄物の分別収集を推進します。
- ・製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進する「プラスチック資源循環促進法（令和3年法律第60号）」の市町村等への周知等を行います。
- ・県民に対して、市町村のルールに則った分別排出を促すため、信州プラスチックスマート運動の「分別して回収」を呼びかけます。
- ・優良事例の紹介や技術情報の提供等を行い、市町村等が取り組む様々なリサイクルを推進します。
- ・生ごみからの堆肥を緑化活動につなげるなど身近なところから取組を広げ、将来的な食品リサイクルループ構築の土台づくりをします。
- ・「信州リサイクル製品」に認定された製品を県ホームページ等で公表し、製品のPRを行うことにより、広く県民や事業者等へその利用を促進します。
- ・生活排水を処理する際に発生する汚泥や焼却灰を堆肥化やセメントの原料とするなど、汚泥及び汚水の資源としての利活用を推進します。

【コラム】ペットボトルの水平リサイクル

「水平リサイクル」は、使用済み製品を原料として同じ製品をつくるリサイクルのことで、資源を繰り返し循環利用できる仕組みです。従来、アルミ缶やダンボール、ピンを対象として水平リサイクルがされていましたが、最近では、ペットボトルや詰め替え容器、紙オムツなども水平リサイクルの対象として扱われるようになってきました。

ペットボトルの水平リサイクルは「ボトルtoボトル」と呼ばれ、全国の清涼飲料製造メーカー等で構成される一般社団法人全国清涼飲料連合会では、地上に既にある資源を最大限に再活用するサーキュラー（循環）＆エコロジカル（共生）・エコノミーの考えに基づき、2021年（平成31年）4月、清涼飲料業界として2030年（令和12年）までに「ボトルtoボトル」比率50%を目指すことを宣言しました。宣言の実現に向けて、地方公共団体等と連携しながら、全国各地でペットボトル回収に関する実証実験などの取組が展開されています。

○代替素材への転換（リプレイス）

- ・「信州プラスチックスマート運動」を通じ、社会全体の過剰包装の削減等に向けて、ストローや使い捨てスプーン等、不要なものは断る「意識して選択」、ワンウェイ製品の使用を見直し、長く使えるものを推奨し、マイバック、マイボトルの使用に努める「少しずつ転換」を呼び掛けます。
- ・生分解性プラスチックやバイオマスプラスチック等の導入に取り組む事業者・団体等を登録し、その活動を県ごみ減量情報サイト「信州ごみげんねっと」等で広く紹介するとともに、循環型社会形成推進功労者表彰により、顕著な実績を上げている事業者・団体等を表彰します。

イ 地域循環圏^{*}等の形成

- ・県内における廃棄物の状況を把握するとともに、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村及び国と連携し、自ら取組を進めて県内の4Rを推進します。特に県内の食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組むとともに、域内の持続可能な適正処理を確保するため、ごみ処理の広域化・集約化を進める等、循環型社会の推進に努めます。
- ・“チャレンジ800”実行チームなどの全県における様々な取組の機会を通じて、地域の廃棄物処理の実情や廃棄物の種類に応じ、多様な主体が広域的に連携して適正な規模で資源として循環させる仕組みである「地域循環圏」の構築及びリサイクルについての取組を促進します。
- ・廃棄物バイオマスのエネルギー利活用について、先進事例や最新の知見等を収集し、市町村等への情報提供に努めるとともに、利活用が廃棄物としての不適切な取扱いとならないよう適正処理の確保に努めます。

（２）廃棄物の適正処理の推進

[環境部、観光部]

ア 廃棄物の適正処理体制の整備

○一般廃棄物の適正処理の確保

- ・高齢者等でごみ出しが困難な方に対し、ごみ出し支援が行われるよう、市町村に対し先進事例（地域の実情に応じて、福祉部局等と連携するなど）の紹介、技術的助言等を行います。
- ・ごみ収集及び処理における火災事故を防ぐため、廃エアゾール製品等やリチウムイオン電池等の回収方法等について、市町村に対し技術的助言を行います。
- ・新型コロナウイルスなどによる家庭内での感染や、ごみを収集・処理する作業員等への感染を未然に防ぐため、市町村と連携して家庭でのごみの捨て方を広く県民に周知します。
- ・一般廃棄物の適正な処理に必要な体制を確保するため、処理施設の更新など市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づく施設整備を支援します。

○産業廃棄物の適正処理の確保

- ・マニフェスト制度、電子マニフェストの運用について、講習会、研修会、立入検査等の機会を通じて周知を図り、産業廃棄物の適正処理、普及・促進を行います。
- ・産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導を行います。
- ・優良産業廃棄物処理業者認定制度^{*}を通じて、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図ります。

○特定有害産業廃棄物等の適正処理

- ・長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に沿って処理期限内に処理が完了するよう早期の適正処理を推進します。
- ・石綿含有廃棄物等に対しては、解体現場等へのパトロールを行い、飛散防止措置、他の廃棄物と区分した収集・運搬・積替え・保管等適正処理の指導を徹底します。

○災害等緊急時の適正処理体制の確保

- ・平時の備え（体制整備等）、災害応急対策、復旧・復興対策、市町村から事務委託を受けた場合の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等を定めた災害廃棄物処理計画を基に、被災した市町村等に対する技術的支援を行います。
- ・市町村の災害廃棄物処理計画の策定に向けて技術的助言を行います。
- ・災害発生時においては、2019年（平成31年）3月に策定した長野県広域受援計画に基づき、被災市町村と連絡を取り、情報の収集を行い、被災市町村からの支援ニーズ等を把握するとともに、必要に応じ、市町村の区域を超えた広域的な協力体制の確保を図り、周辺市町村、関係省庁、民間事業者等と連携し被災市町村の支援等を行います。

イ 廃棄物の不法投棄等の防止

- ・不法投棄監視連絡員によるパトロール・夜間監視・ドローンによる上空からの監視を実施するとともに、近隣都県と協力した産業廃棄物収集運搬車両点検を実施します。
- ・不法投棄ホットラインの設置や関係団体との通報協定の締結などにより、不法投棄に係る情報を効率よく収集する体制づくりに努めます。
- ・不法投棄事案に対しては、投棄者を特定し責任を追及するため警察との連携を強化し、建設事務所、市町村等の関係行政機関に情報提供を行い、不法投棄された産業廃棄物について、原因者等に対する撤去指導を行うとともに、周辺環境への影響調査を実施し、環境に支障が生じる場合は、必要に応じて支障の除去等の措置を講じます。
- ・ごみのポイ捨て・不法投棄は犯罪行為であることはもとより、海洋プラスチックごみの原因であることを踏まえ、河川清掃活動である「クリーン信州forザ・ブルー」や、観光地を含めた地域の環境美化活動でのごみ拾い等を通じて、ごみのポイ捨て・不法投棄防止対策を呼び掛けます。（☆）

■ 地域の特性を踏まえた取組の推進

● 標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）

本県の特徴の一つである「標高差」に着目し、「山岳・高原ゾーン」「中山間地ゾーン」「市街地ゾーン」の3つに区分けし、それぞれのゾーンにおける施策展開の考え方を示します。

資料3-2としてお示しします。

1 ● 地域別の特性と実施施策（水平ゾーニング）

2 10 の広域圏ごとに、地域の特性を活かした取組や地域が抱える課題の解決に向けた取組など、
3 環境保全や地域活性化の取組を示します。

4

5 資料 3－3 としてお示しします。

6

7

第5章 計画の推進体制等

第5章では、本計画に基づく施策が適正な進捗管理の下に効果的に推進されるよう、計画の推進体制や評価の手法などについて示します。

1 計画の推進体制

- 計画の推進に当たっては、環境部を中心に全庁的な取組を展開します。
- 多岐にわたる環境問題に対応し、環境行政を効果的に推進するため、各種研修などを通じて、環境行政を担当する県職員の政策立案能力や資質の向上を図ります。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体に計画に基づく取組を呼びかけ、多くの県民の行動・参加により、持続可能な社会の実現を目指します。

2 進捗管理と評価

- 計画の進捗管理を行い、達成目標に対する評価を毎年度行います。その結果を踏まえ、施策の見直しや改善などを行っていきます。
- 計画に基づく施策の進捗状況については、毎年度作成する「長野県環境白書」において公表し、長野県環境審議会へ報告します。

3 計画の見直し

- 社会状況や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合などは、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

参考資料

関連指標一覧

(1) 達成目標

分野全体の状況を把握するための代表的な指標（達成目標）を設定し、計画の進捗管理を行います。

対象分野	指標名	現状値	目標値	備 考
持続可能な社会の構築	環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行している人の割合	62.0% (2021年度)	80% (2027年度)	環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行する県民の割合 [現状の数値から年3%程度の増加を目標に設定]
	都市農村交流人口	198,849人 (2021年度)	検討中 (2027年度)	農業体験などで県内を訪れる都市住民の数 [検討中]
脱炭素社会の構築	温室効果ガス総排出量	14,572 千トン-CO ₂ (2018年度)	9,633 千トン-CO ₂ (2027年度)	県内のエネルギー使用量などを基に算出した温室効果ガスの排出量 [長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定]
	最終エネルギー消費量	17.2万TJ (2018年度)	13.5万TJ (2027年度)	県内において一年間に使用されるエネルギーの総量 [長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定]
	再生可能エネルギー生産量	2.9万TJ (2020年度)	3.7万TJ (2027年度)	県内で生み出したと推計される再生可能エネルギー量 [長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定]
	再生可能エネルギー自給率	16.0% (2018年度)	27.4% (2027年度)	最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー生産量の割合 [長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定]
	民有林の森林整備面積	検討中 (●年度)	検討中 (2027年度)	森林整備（間伐・造林・下刈り等）を実施した面積 [長野県森林づくり指針（策定中）の目標に基づき設定]
生物多様性・自然環境の保全と利用	生物多様性保全パートナーシップ協定数	17件 (2021年度)	34件 (2027年度)	生物多様性保全パートナーシップ協定の累積締結件数 [現状の協定数の倍増を目標に設定]
	自然公園利用者数	2,304万人 (2021年)	3,820万人 (2027年)	県内の自然公園（国立・国定・県立）の年間利用者数 [現状の前5年間の年間利用者数の最大値を上回ることを目標に設定]
	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積（認定面積）	49,343ha (2021年度)	50,200ha (2027年度)	多面的機能支払事業及び中山間地農業直接支払事業における活動面積 [整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定]
	民有林の森林整備面積【再掲】	検討中 (●年度)	検討中 (2027年度)	森林整備（間伐・造林・下刈り等）を実施した面積 [長野県森林づくり指針（策定中）の目標に基づき設定]

対象分野	指標名	現状値	目標値	備 考
水環境の保全	河川環境基準達成率	100% (2021年度)	100% (2027年度)	主要河川71地点の環境基準(BOD)達成地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
	湖沼環境基準達成率	40.0% (2021年度)	60.0% (2027年度)	主要湖沼15地点の環境基準(COD)達成地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
	汚水処理人口普及率	98.2% (2021年度)	検討中 (2027年度)	下水道、農業集落排水、浄化槽等、汚水処理施設の普及人口の割合 [新しい生活排水対策構想(策定中)の目標に基づき設定]
	民有林の森林整備面積【再掲】	検討中 (●年度)	検討中 (2027年度)	森林整備(間伐・造林・下刈り等)を実施した面積 [長野県森林づくり指針(策定中)の目標に基づき設定]
大気環境等の保全	大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100% (2021年度)	100% (2027年度)	大気常時監視局の大気汚染物質の環境基準達成率 [過去の達成率を基に設定]
	有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準等達成率	100% (2021年度)	100% (2027年度)	有害化学物質等の環境基準や指針値達成割合 [過去の達成率を基に設定]
循環型社会の形成	一般廃棄物総排出量 (注)括弧内は1人1日当たりのごみ排出量	611千トン (807グラム) (2020年度)	583千トン (790グラム) (2025年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出量及び1人1日当たりの排出量 [長野県廃棄物処理計画(第5期)の目標に基づき設定]
	産業廃棄物総排出量	4,482千トン (2018年度)	4,482千トン (2025年度)	県内で排出された産業廃棄物総排出量 [長野県廃棄物処理計画(第5期)の目標に基づき設定]
	一般廃棄物リサイクル率	21.4% (2020年度)	20.0% (2025年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出量のうち再資源化した量の割合 [長野県廃棄物処理計画(第5期)の目標に基づき設定]

(2) 参考指標

各分野における県の施策の進捗状況等を把握するための指標（参考指標）を設定し、計画の進捗管理を行います。

対象分野	指標名	現状値	目標値	備 考
持続可能な社会の構築	環境教育計画を有する学校の割合	小学校85.0% 中学校91.4% (2022年度)	小学校90.0% 中学校92.5% (2027年度)	環境教育計画を有する小学校・中学校の割合 [現状値を基に設定]
	「信州環境カレッジ」の受講者数	12,180人 (2021年度)	15,000人 (2027年度)	「信州環境カレッジ」における認定講座の受講者数（累計） [今後の受講者数の増加を推計し設定]
	環境保全に関する研究数	19件 (2021年度)	22件 (2027年度)	環境保全に関する研究数 [過去の実績値を基に設定]
脱炭素社会の構築	エネルギー自立モデル地域数	—	30箇所 (2027年度)	再生可能エネルギー電力生産量と電力需要量が同量となる地域（エネルギー自立地域）を目指す地域数（累計） [今後の計画を基に設定]
	流域下水道に係るエネルギー自給率	6.7% (2018年度)	14.0% (2027年度)	県の流域下水道処理場におけるエネルギー消費量に対するエネルギー創出量の割合 [省エネ機器や発電設備の導入計画等を考慮して設定]
	企業局の水力発電の設備容量	104,655kW (2021年度)	検討中 (2027年度)	企業局の水力発電の設備容量（累計） [検討中]
	二酸化炭素の吸収に寄与する都市公園の面積	15.13m ² /人 (2021年度)	15.5m ² /人 (2027年度)	一人当たりの都市公園の整備面積 [今後の整備面積（推計）を基に設定]
生物多様性・自然環境の保全と利用	保護回復事業計画の策定及び評価検証数	26種 (2021年度)	38種 (2027年度)	長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定・評価検証数 [新たな計画の策定数及び策定済みの計画に対する評価検証数を勘案して設定]
	登山道の整備路線数	62路線 (2021年度)	72路線 (2027年度)	県内の山岳地域等における登山道の整備路線数（累計） [今後の計画を基に設定]
	信州型自然保育（信州やまほいく）認定園が所在する市町村数	40市町村 (2021年度)	77市町村 (2027年度)	信州型自然保育（信州やまほいく）認定園が所在する市町村数（累計） [全市町村に認定園が1園以上ある状況を達成するとして設定]

対象分野	指標名	現状値	目標値	備 考
生物多様性・ 自然環境の 保全と利用	「開かれた里山」の 整備箇所数	—	検討中 (2027年度)	多くの県民や県外から長野県に訪れる方が利用できる「開かれた里山」の整備箇所数（累計） 〔長野県森林づくり指針（策定中）〕の目標に基づき設定〕
	森林サービス産業実施プロジェクト数	—	検討中 (2027年度)	健康・教育・環境等多様な分野で森林を活用する「森林サービス産業」に取り組む地域プロジェクト数（累計） 〔長野県森林づくり指針（策定中）〕の目標に基づき設定〕
	持続可能な農業に取り組む面積	2,465ha (2021年度)	3,700ha (2027年度)	化学合成農薬・肥料を削減した栽培面積と有機農業に取り組む面積の合計 〔現状値の1.5倍に拡大することを目標に設定〕
水環境の保全	上水道等の基幹管路の耐震化適合率	38.4% (2020年度)	50.0% (2026年度)	水道管の耐震化適合率 〔長野県水道ビジョンの目標に基づき設定〕
	アレチウリ駆除活動の参加者数	12,752人 (2021年度)	22,500人 (2027年度)	地域におけるアレチウリ駆除活動への参加者数 〔過去の実績値を基に設定〕
大気環境等の 保全	自動車騒音環境基準達成率	96.1% (2021年度)	95.6% (2027年度)	自動車騒音の環境基準達成率 〔過去の達成率を基に設定〕
	北陸新幹線鉄道騒音環境基準達成率	58.8% (2021年度)	54.5% (2027年度)	北陸新幹線鉄道騒音の環境基準達成率 〔過去の達成率を基に設定〕
循環型社会の 形成	信州プラスチックスマート運動協力店舗数	611店 (2021年度)	811店 (2027年度)	信州プラスチックスマート運動協力事業者の登録数（累計） 〔長野県廃棄物処理計画（第5期）の目標に基づき設定〕
	食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店舗数	886店 (2021年度)	1,086店 (2027年度)	食べ残しを減らそう県民運動協力店の登録数（累計） 〔長野県廃棄物処理計画（第5期）の目標に基づき設定〕

1 **用語解説**

2 作成中